

予算審査特別委員会

平成18年3月14日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

中西和夫

委員 長

小野隆雄

副委員 長

里川宜志子

出席委員

嶋田善行

松田正

飯高昭二

三木誓士

理事者出席

町 長	小 城 利 重	助 長	役 芳 村 是
収 入 役	中 野 秀 樹	教 育 長	栗 本 裕 美
総 務 部 長	植 村 哲 男	総 務 課 長	西 本 喜 一
総 務 課 参 事	吉 田 昌 敬	企 画 財 政 課 長	藤 原 伸 宏
企 画 財 政 課 参 事	野 口 英 治	税 務 課 長	植 嶋 滋 継
住 民 生 活 部 長	中 井 克 己	福 祉 課 長	西 川 肇
健 康 推 進 課 長	清 水 孝 悦	環 境 対 策 課 長	清 水 健 也
住 民 課 長 補 佐	清 水 昭 雄	都 市 建 設 部 長	藤 本 宗 司
建 設 課 長	堤 和 雄	観 光 産 業 課 長	今 西 弘 至
都 市 整 備 課 長	藤 川 岳 志	都 市 整 備 課 参 事	西 田 哲 也
教 委 総 務 課 長	野 崎 一 也	生 涯 学 習 課 長	阪 野 輝 男
上 下 水 道 部 長	池 田 善 紀	上 水 道 課 長	水 田 美 文
下 水 道 課 長	谷 口 裕 司	会 計 室 長	御 宮 知 恒 夫
監 査 委 員 書 記	佐 藤 滋 生		

議会事務局職員

議会事務局長 浦口 隆 係 長 猪川 恭 弘

(午前9時00分 再開)

○小野委員長 皆さんおはようございます。

10日に引き続きまして、予算審査を行ってまいりたいと思います。

それでは、議案第23号、平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についての審査に入ります。

説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、議案第23号、平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第23号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について  
標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成18年3月2日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

続きまして、特別会計予算書に基づきましてご説明を申し上げますので、まず1ページをお開きいただきたいと思います。

予算書を朗読させていただきます。

平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算

平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億5,090万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内

でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成18年3月2日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

当特別会計予算の概要についてでございますが、予算総額は先ほども申しあげましたように、歳入歳出それぞれ27億5,090万円でございます。前年度予算額と比較をいたしまして1億8,790万円、7.3%の増となっております。

国民健康保険制度は国民皆保険のなかで他の制度の受け皿として重要な役割を担い、地域医療の充実と住民の健康増進に大きく貢献してきたところでございます。しかし、急速な高齢化の進展や社会情勢の変化は、いや応なく国民健康保険制度を巻き込み、今や基盤となります財政状況は非常に厳しい状況にあります。高齢化等によります医療費の増加、退職によります加入者の増加などに対しまして、長引く不況下にあっては税収の確保が困難となっているところでございます。収納率向上へのさらなる取組み、保健事業活動の積極的展開によりす医療費の抑制に努め、制度の円滑な運営に資するとともに、医療改革や国が示しております健康保険制度の再編などにも留意をしてまいりたいと考えております。

また、平成17年度の定期監査結果報告にもあります国保財政の増加する赤字の対応でございますが、平成18年度におきまして、税率等につきまして国民健康保険運営協議会に諮問を行い検討をしていくことにいたしているところでございます。

それでは、歳入予算からご説明を申し上げたいと思いますので、9ページをご覧くださいと思います。

第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税でございます。今年度予算額は8億1,830万円を計上させていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして3,535万円、4.1%の減を見込んでおります。その内容であります。現年課税分及び滞納繰越分を合わせまして一般被保険者分では6億1,270万円を、また、退職被保険者分では2億560万円をそれぞれ計上をさせていただいております。本特別会計の主たる財源でございます国民健康保険税の徴収についてでございますが、先ほども申し上げておりますように、長引く景気低迷により納付状況は厳しい状況でございます。しかしながら国民健康保険加入者の負担の公平性、自主財源の確保からも収納率向上に向け取り組んでいるところでございます。また、滞納の整理にあたりまして、催告書の送付、徴収嘱託員によります訪問徴収、口座振替の推進、特別徴収班

によりすま訪問徴収のほか、健康推進課の職員によります訪問徴収を行いますとともに、納付相談にも積極的に努め、また短期被保険者証の交付によります計画的な納付の励行を進めているところでございます。今後は悪質な滞納者には資格者証の交付も考えなければならないのではないかとというようにも思っております。

次に、10ページ、11ページの第2款国庫支出金でございます。今年度予算額は7億9,718万2,000円を計上させていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして3,781万8,000円、4.9%の増を見込んでおります。第1項の国庫負担金、第1目療養給付費負担金でございます。今年度予算額は4億6,886万2,000円を計上させていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして2,030万9,000円、4.5%の増を見込んでおります。医療給付費分現年分といたしまして、一般被保険者療養給付費等の総額に制度上の負担割合で積算を行い、4億434万8,000円を計上いたしております。また、介護納付金も現年分といたしまして6,450万3,000円を計上いたしております。

次に、第2目老人保健医療費拠出金負担金でございます。今年度予算額は1億3,324万6,000円を計上させていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして211万4,000円、1.6%の増を見込んでいるところでございます。老人保健医療費拠出金額に制度上の負担割合によりまして積算をいたしているところでございます。

次に、11ページの第3目高額療養費共同事業負担金でございます。今年度予算額は1,192万7,000円を計上させていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして23万4,000円、2%を増を見込んでいるところでございます。

次に、同ページの第2項の国庫補助金、第1目財政調整交付金でございます。今年度予算額は1億8,314万7,000円を計上させていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして1,516万1,000円、9%の増を見込んでおります。医療給付費分普通財政調整交付金1億6,469万2,000円、介護納付金分普通財政調整交付金1,819万1,000円、医療給付費分特別財政調整交付金26万4,000円の計上となっております。

次に、12ページの第3款療養給付費等交付金でございます。今年度予算額は6億809万円を計上させていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして132万5,000円、0.2%の増を見込んでいるところでございます。当該費目の予

算積算時におけます状況などを勘案いたしまして計上をさせていただいております。歳出の退職被保険者等療養給付費に連動した伸びとなっているところでございます。

次に、第4款の県支出金でございます。今年度予算額は1億3,964万6,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして3,852万4,000円、38%の増を見込んでおります。増となりました主な要因でございますが、保険給付の増加、老人保健拠出金、介護納付金の増によるものでございます。

第1項県負担金、第1目高額療養費共同事業負担金でございます。今年度予算額は1,192万7,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして23万4,000円、2%の増を見込んでおります。

次に、13ページの第2項県補助金、第1目の財政調整交付金でございます。1億2,771万9,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして4,749万4,000円、59.2%の増を見込んでいるところでございます。国保補助金につきましては、補助事業の廃止に伴いまして廃目となっているところでございます。

次に、第5款の共同事業交付金でございます。今年度予算額は4,500万円を計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして620万円、12.1%の減を見込んでいるところでございます。

次に14ページの第6款財産収入でございます。3,000円の計上をさせていただいております。財政調整基金より生じます預金の受取利息を見込んだものでございます。

次に、第7款繰入金でございます。今年度予算額は1億7,604万2,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして1,314万2,000円、6.9%の減を見込んでおります。繰入金の内訳でございますが、国保財政の基盤安定繰入金といたしまして1億1,439万7,000円、職員給与費等繰入金といたしまして4,187万4,000円をはじめといたしまして、出産育児一時金、財政安定化支援事業繰入金でございます。

次に、15ページの第8款繰越金でございます。1,000円の計上をさせていただいているところでございます。

次に、第9款諸収入の第1項延滞金加算金及び過料につきましては5万円の計上をさ

せていただいております。また、第2項雑入では1億6,658万6,000円の計上をさせていただいているところでございます。

以上が歳入につきましての説明でございます。続きまして、歳出につきましてご説明を申し上げます。

17ページから21ページの第1款総務費でございます。今年度予算額は4,857万2,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして19万円、0.3%の増となっております。

はじめに17、18ページの第1項総務管理費、第1目の一般管理費でございます。今年度予算額は3,092万1,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして30万6,000円、1%の減でございます。国保事務に携わります職員の人件費、一般事務的経費及び医療費適正化対策事業の一環でございます診療報酬明細の内容点検事務を継続して行うための費用が主なものとなっております。医療費の適正化対策を行い、年々増え続けます医療費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、19、20ページの第3項徴税费、第1目の賦課徴收费でございます。今年度予算額は1,631万3,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして41万円、2.5%の増となっております。国保税の賦課徴収業務にかかります事務的な経費が主なものでございます。

次に、21ページの第3項運営協議会費でございます。本年度の予算額は前年度予算額と同額の29万9,000円の計上をさせていただいているところでございます。

次に、第4項趣旨普及費でございます。今年度予算額は前年度予算額と比較をいたしまして8万6,000円、9%増の103万9,000円の計上をさせていただいております。国民健康保険制度の理解とエイズ予防の普及に努めることといたしておるところでございます。

次に、22ページから25ページの2款保険給付費でございます。今年度予算額は19億6,046万5,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして1億6,020万円、8.8%の増となっております。歳出予算の過半を占めました本特別会計の根幹をなします科目でございます。予算編成時におけます療養諸費、高額療養費などの推移や動向などを勘案して積算をいたしているところでございます。まず、第1項の療養諸費でございますが、前年度予算額と比較い

たしまして1億7,399万4,000円、10.7%増の17億8,799万5,000円の計上をさせていただいております。

続きまして、23ページの第2項高額療養費でございます。前年度予算額と比較をいたしまして1,119万4,000円、6.5%減の1億5,927万1,000円の計上をさせていただいております。

続きまして、第3項の移送費でございます。前年度予算額と同額の10万円の計上をさせていただいております。

続きまして、24ページの第4項出産育児諸費でございます。前年度予算額と比較をいたしまして390万円減の870万円の計上をさせていただいております。

続きまして、25ページの第5項葬祭諸費でございます。前年度予算額と比較をいたしまして130万円増の440万円の計上をさせていただいております。

次に、第3款老人保健拠出金でございます。今年度予算額は4億9,893万5,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして2,882万4,000円、6.1%の増となっております。斑鳩町国保も一保険者として老人保健医療費にかかります医療費相当額を社会保険診療報酬支払基金へ拠出をいたしております。これの算出基準でございますが、平成18年度の概算医療費と、平成16年度の確定医療費を基準といたしまして定められました算式によりまして積算を行っているところでございます。

次に、26ページの第4款介護納付金でございます。今年度予算額は1億8,971万6,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして231万4,000円、1.2%の減となっております。介護保険の第2号被保険者の保険料分といたしまして、社会保険診療報酬支払基金に介護納付金を納付する必要がございます。これの積算基準につきましては、老人保健拠出金等と同様に平成18年度の概算介護費納付金の額と平成16年度の精算額を調整して算定されたものとなっております。全国的に介護保険の給付が増加をいたしており、これに伴いまして納付金も増加しているものと見込でいるところでございます。

次に、第5款共同事業拠出金でございます。今年度予算額は4,771万4,000円を計上をいたしております。前年度予算額と比較をいたしまして93万7,000円、2%増となっております。

次に、27ページの第6款保健施設費でございます。前年度予算額と比較をいたしまして12万9,000円、4.3%増の309万5,000円を計上をさせていただいております。第1目医療費通知費でございますが209万5,000円の計上となっております。医療通知は被保険者が利用した医療サービスとその費用を確認していただくことによりまして、みずからが健康管理の必要性を自覚していただき、健康づくりの意識の高揚を促すことを目的として行っているところでございます。

続きまして、第2目の人間ドック健診受診費用女性費でございます。これは国民健康保険の被保険者に対しまして人間ドック健診費用の一部を助成することで疾病予防及び早期発見等健康の保持増進を図ることを目的に実施をいたしております。助成金につきましては、1人2万円を限度といたしまして、前年度予算額と同額の100万円の計上をさせていただいているところでございます。

次に、28ページの第7款公債費でございます。10万円の計上をさせていただいております。財政状況の必要に応じまして医療費の支払資金を金融機関等で一時的に借入措置が生じたときの利子分を計上させていただいております。

次に、第8款諸支出金でございます。前年度予算額と同額の130万2,000円の計上をさせていただいております。一般被保険者及び退職被保険者等にかかります保険税の還付金の計上が主なものでございます。

最後に、30ページの第9款予備費でございます。不慮の支出に備えまして100万円の計上をさせていただいております。

平成18年度の国民健康保険事業特別会計の予算編成にあたりまして1億6,393万円の歳入不足となりましたほか、諸収入の雑入におきまして同額を計上させていただき歳入歳出の総額を同額とする手法をとらせていただいているところでございます。

以上、簡単ではございますが、平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○小野委員長 国民健康保険事業特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

特別会計予算書の1ページから37ページまでです。

里川委員。

○里川委員 医療費の関係で、国保にとどまらず医療制度の改革の問題であるとか、衛

生費では聞かずに、一応この国保の方で問題点を集中して聞かせていただこうかというように考えておったところなんですけれども、特にとりあえず今の説明を聞いている中で、18年度中に国保の運協の方へ諮問をして国保料の関係の検討をしていただくということをおっしゃっていましたし、そして、歳入が見込めない分について雑入で挙げているということなんですけれども、この累積されている状況にある赤字というものもあると思うんです1点はね。それと、老人保健への拠出金、そして介護保険への拠出金、ここらあたりの問題もその拠出金の額が斑鳩町の国保の保険料徴収させていただいて、それからまたいろいろ理由もあるわけですけども、それが整合性のある数字となっているのかどうかというところが、私、今回いろいろちょっと見させてもろている中で、非常に疑問を感じているところなんです。ですから、18年度中にそういう諮問もされるということなんですけれども、そこら辺の整理、状況がどうなっているのか。

それと、斑鳩町は一般会計からの繰入れというのは制度上の町としてももちろんやらなければならないところですね。出さなければならないところについては出しておられると思いますが、それ以上の繰り入れというのは考え方としてはやらないという方針でこれまでこられたと思うんですが、これについても監査委員さんもいろいろ国保会計についてのご指摘もされているとは思いますが、この辺の考え方についても、今、一度、方針なりを聞かせていただきたいなど。でないと、諮問をされる状況にあって、それらの部分が整理されていないと、諮問をされてもただ単純に保険料を上げなければならない、じゃあなんほ上げようというそういう話にしかならないのではないかという心配をしています。構造上の問題点なども含めまして、そういうところがちょっと私自身は気になっているところですので、まずそこらあたりについてお聞きをしておきたいなと思います。

○小野委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 まず、国保の全体の姿になろうかと思えますけれども、高齢化の進展、また医療技術の進歩等に伴いまして、医療費は年々増加しております。それに続いて、長引く景気低迷というあおりによります被保険者数の増加という中で、大変厳しい状況となっておるわけでございます。まず、国保、運協も開かさせていただいておる中では、やはり適正な保険税水準というものを説明させていただいておるところでございます。その中でも、滞納の取り組みというものが非常に大事なものでござい

まして、徴収税等の特別対策本部によります強化等を図っていただいておりますほか、催告書の送付、また広報紙での啓発、口座振替等に力を入れておるところでございます。とりわけ国保につきましては、国民介護保険を支える制度といたしまして、ほかの制度に加入しない高齢者、また低所得者を多く抱えておるといった構造的な問題も抱えております。現役を退いた年金生活者はもちろん、リストラ等によります被傭者保険からの若年失業者こういった方の流入など、社会的、経済的な面で非常に弱い立場の方々を受け入れなければならない実情でございます。高齢者を中心とした医療費の増高が続いているという中で、保険料収納率の低下に歯どめが現状的にはかからないとっておるような状態でございます。合理的で実施可能な方法で適正な保険税処理をしなければならないということで、今後はこの改正に向け調整していくというところで、現在、国民健康保険運営協議会におきまして審議していただいております。それに伴い、なおかつ滞納整理に向けた取り組み強化というものを図っていきたく、そういう形で国保健全化に向けて解消に努めてまいりたいとこのように考えております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 今、答えていただいたんですが、はっきり言うて私お聞きしていることには答えていただけてないと思うんですね。もちろん、収納率を上げる、滞納整理をしていくということも重要な問題だと思います。ただし今おっしゃったように、弱い立場の方々、最初の部長の説明にもあった他の医療保険から外れた方たちの受け皿として国民健康保険ということで、非常に大変な状況の方もたくさんいらっしゃる保険であるということ、それはよくわかっていますが、だからこそ老健への拠出金であったり、介護保険への拠出金が年々増加する中で、それが国保の会計の中で整合性が保たれたものとなっているのか、構造的に非常に無理があって、それも赤字を生み出す原因になってはいないのかという問題とか、私はそこところが非常に心配なんです。そして、そういう構造的な赤字を生み出すことについて、一般会計からの繰入れという考え方についてはどうなんだということを今お聞きしているわけなんですよね。そのことについてももう一度ご答弁いただけたらというふうに思うんです。

○小野委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 老健の拠出金の状況につきまして、まず説明させていただきたいと思いますが。老健の拠出金の予算は当該年度分の概算と前々年度分の精算の合算及び

調整率で決定いたしますが、全国ベースの老健拠出金により概算が決定されることから概算金額をきっちり推計するのは難しいというような状況で、過去の確定金額といたしましては、平成12年度では4億8,114万円、13年度では5億975万円、14年度では5億2,431万円、それと15年度では5億1,970万円、16年度で5億3,342万円と増えておるような状態でございます。

また、介護納付金の状況につきましても、老健拠出金と考え方は同じでございます。過去の確定金額は12年度で7,002万円、13年度で9,040万円、14年度で1億849万円、15年度で1億2,266万円、16年度で1億4,388万円と増えておるの現状でございます。現実的には介護につきましても、当然、税改正というものをもっと早期にしなければならないの現状でございます。ただ、今言われておりますように、一般会計からの繰入れというようなところに行き着くわけでございますけれども、担当課といたしましては、やはり歳入歳出を見る中では、一般会計からの繰入れておる町村もあるという中で、今後、町全体等見る中で検討していただきたいとこのように思っておるようなところでございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 今、課長の答弁もありましたように、市町村の中で一般会計からそういう構造上の赤字で無理がある、累積されているもので、一般会計から繰入れをしているという状況というのは、私も結構聞いているわけなんですけれども、そういうことも累積されたものについての解消という点については、今後、18年度で運協の中で諮問される点につきましては十分考慮していただきたい。単年度そのものでの財政状況というのはきちっと見ていただかんとあかんけれども、累積されている構造的な赤字というものについては、やっぱりきちっと分けて考えていただけたらなということをおっしゃっているところなんです。

非常に国保財政も厳しいという状況の中で、だからこそ私もいろいろとこれまで申し上げてきたと思うんですけれども、一応、これまでお聞きしてきた続きみたいなことになりましたが、ジェネリック医薬品につきまして、今回、議会の方にも特定非営利活動法人おとうちゃん友の会という理事長さんの名前で、ジェネリック医薬品促進についてというのが議会の方に挙がってきているんですか、要望書が、このジェネリック医薬品につきまして18年度どのような考え方を持って取り組まれるというふうになるのかお聞きしておきたいというふうに思います。

○小野委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 ジェネリック医薬品につきましては、数回にわたりましてご説明させていただいておりますが、やはり私どもが考えている以上に経営努力というものでそれぞれの医院、医療機関におきまして、そういった形で整理していただければ一番ありがたいとこのように思っておるわけでございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 消極的な状況ではなく、もう少し積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思います。先発品と後発品では、金額がかなり違うわけですね。高くても7割、平均したら5割程度の費用だということですので、やっぱりこれは積極的に取り組みをしていただきたいと思っています。

それとともに、先ほど部長の説明の中にもふれられておられたと思うんですが、医療制度改革ということで、今、国会の方で議論がされている状況にあると思うんですが、これに対しまして、奈良県保険医協会と奈良県社会保障推進協議会の方から、またこれも議会あてに制度改革に反対する意見書採択のお願いということで要望書が上がってきているんですけれども、この18年度については、まだ今、国会審議中ということでの決定を見てないということでは、全くこの予算には、この問題については入っていないというふうに考えたらいいいというふうに私は思っているわけなんです、それで間違いございませんね。

○小野委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 委員がおっしゃるとおりでございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 また、今後の推移を見ていかなければならないと思いますし、まだ決定を見ていない段階でいろいろと考え方をお聞きするのも何だと思しますので、改革につきましては、また別の機会に質問をさせていただきたいと思います。

ただ、いろいろ国の方が有効な制度だと思ったら拡大をしてきている制度もありまして、以前にも一般質問にあったと思うんですが、不妊治療、これを今まで10万円の2年間ということを出されていましたが、これは県で取り扱っている制度だと思うんですが、この2年を5年に拡大するといっているんですね、それはすごく不妊治療にとっては有効なことだと思っています。幾らそれを国がやる、そして県の費用として県が行うとなっても、町としてもその制度について十分認識を持っていただいて、

町民の方々が利用しやすいように周知啓発をやっぱりしていただきたいということ、ぜひともお願いをしておきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。もしよかったら答弁。

○小野委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 今言われておる不妊治療の関係につきましては県の制度でございますが、できるだけ保健センター等に来られる健診等もございます。そういった中で啓発、また広報等につきましても、そういった形をとってまいりたいと思っております。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 国保の関係は、今までも議論がされていますように、監査指摘もありますように、また、担当機関の中でもそうだと思いますけども、非常に頭の痛い問題だと思います。これほど収支のバランスが大きく崩れているものというのではないんじゃないかな。私が議会出してもらってからずっとこういう状態というのが、かつては町営で診療所を経営したときの状態がこんな格好だったと思います。最終的に、診療所廃止、医療制度を廃止という格好にせざるを得なくなったという経緯も持っていると思うんですが、説明でもありますように、この国保の運営をめぐって、市議会ですか、協議会ですか、斑鳩町でもっていろいろ協議をしているようですけども、どういう方法で協議をされているのかということについて聞きたいと思うわけ。

私は今までの例からいきますと、国保審議会の関係でも、町の関係では、大体税率改定の関係であるとか、あるいは税収を改善をしていく方策についてだけ主として議論されてきたというふうに思うんですし、またそういう提起だったと思うんです。事業内容の関係などについては、一応、地方自治体として、町村完結というのは限界があるというふうに思うんですね。だから大きくやっぱり先ほども指摘がありますように、国その他の関係の制度改正によるところが多いということになってまいりますと、勢い町自身の運営協議会などで議論をする対象というのは、どうしても収納率を高めるためにどうしたらいいのかということに議論がいくわけですし、それから、そのためにはどういうふうにしたらいいのかというようなことが議論になるんだろうと思うんですよ。単に今説明がありますように、例えば税率改正などを検討していくとするなら、どの程度の関係について改定をしたらというふうにお考えになっているのかどうか、そういうことが基本になっているのかどうかということについて、実はお聞きをしたいと思うんですが。そのための過程として、やっぱり必要なことは現状の分析な

んですけども、現在、国保税の納入している納税者の分析をどういうふうに行われているのかなというように思うんです。例えば、サラリーマンから退職をしている人についてのほとんど年金が対象になってきているというふうに思うんです。そうしますと、通常、銀行天引き徴収になっている向きが非常に多いと思うんですね。さらに国民健康保険の改定でいろいろ言われているのは、問題と言われているのは自営業者の納入の関係が余りよくないという関係、さらには、20歳以上皆保険と言われているんですけども、学生などの滞納の関係、あるいは滞納というよりもむしろ無関係というようになっている関係というのが非常に多いように一般的に言われています。斑鳩町として、国民健康保険の税の納税者の中で、いわゆる納税義務を持っている人の関係で、サラリーマンあがりということがいいんかどうかわかりませんが、そういう人たちがどのくらいおって、その中で銀行落としになって自動払いになってしまっているという関係の人も、いや応なしに私らは引かれているんですけども、そういう関係と、現金払いになっている人との区別というのがまだあるのかどうか。

それから、自営業者で国保の関係について、加入資格者と加入未加入者の関係というのはどういうことになっているのか。あるいは学生について、あるいは若者の未加入関係というのはどういうことになっているのかということについて、斑鳩町の関係について一体どういうふうに分けられているのかということなどについてですね、わかれば明らかにしてほしいし、そういうことの中で、具体的対策をどうするのかということが、運営協議会などで議論をされないと、単なる行政側が提示したものの、ああ結構でございますということで承認をするという形になってしまうのではないのかな、またそうになっているのではないかな、そしてまた、町としても、行政側としても、税率改正というところのみ目がいってしまって、そのことの議論だけを求めようとしているという形がありはしないかということなどについて、一応、町側の見解というものをお聞きをしたい、そういうふうに思うんです。まずは現状をどのように分析をしているか。収納率がこうだとかどうだとかいうようなことだけで事実上は出てますけども、その中身が一体どうなっているのかということについての分析をされているなら一遍聞かせてほしい、こう思います。

○小野委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 国保につきましては、やはり先ほども申しておりますように、少子高齢化の進展、就業構造の変化、高齢者や低所得者の増加などによりまして、町村国

保を取り巻く状況は依然として厳しいことが見込まれております。保険料の賦課徴収、レセプト点検の充実等より一層の経営努力が必要であろうかと思えます。先ほど言われております国保人数ということでございますが、まず国保人数イコール国民年金の加入者というものが本来同じものであろうかと思えます。分析といたしましても、現時点で把握しておるのは世帯数が4,455世帯、平成17年度では4,447世帯であります。被保険者数につきましては8,252、17年度では8,456、これは一般被保険者でございます。そして、退職者につきましては、世帯数といたしまして18年度で1,057世帯、17年度で975世帯、被保険者数につきましては、18年度で2,314、17年度で2,135というような形でございます。

また、口座振替の関係でございますが、17年度の当初賦課でございますと5,357件でございます。そのうち要は口座振替であります。この振替件数につきましては2,839件という数字になっております。

また、国保運営協議会の中での協議内容につきましては、通常であれば予算、決算の説明ぐらいにとどまっておるところでございますが、17年度につきましては、やはり税改正ということ踏まえまして、平成8年に税改正がされて以来、現実的には今まで何もなかったという中で、それをまず黒字にしようとするようになりますと、かなりの税率アップということが見られますので、そういった中で運協に図っておりますのは、平成16年度分のみ赤字解消にするということ、累積赤字はそのままということ。それと二つ目といたしましては、5年先にこういったものを赤字解消する。三つ目として3年先に赤字解消にするという面につきまして、十分に協議を行っていただいております。ただ、黒字にすればそれでいいというものではなく、黒字にしようと思えば当然、率の引き上げがかなり高率になってくるということ、ございまして、合理的で実施可能な方法で適正な保険税処理をしなければならないというところで、現時点におきまして協議していただいております。以上です。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 いろいろな説明をしてくれているんですけども、税の未納者の関係でどんなのが一番多いんですか。

○小野委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 現実的には会社をやめられたとか、リストラされたとかいう方がま

ず健康保険に入ってこられます。そういった中で、前年の収入があるのは確かで、本来国保の税計算は前年度所得に基づいてするところなんですけれども、現実として入って来られる方は退職、またやめた、やめさせられたという中で、今一銭もないねんというような方がおありになってきております。そういった方が大半と、あと、老人と低所得者の方がかなりいらっしゃるというところへんでございます。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 随分、私が認識しとるの違うんですけども、会社を勤めておやめになったとか、退職されたとかいう関係の人は、引き継ぎの事務の関係が十分理解をされていないのかもわかりません、今のご説明ですとですね。ところが、ほとんど言っていていいぐらい切り換えて国保に加入するという体制をとっておるのではないかなというふうに思うんです。そういう関係がほとんど収納率の関係のところにはまってくるのではないかなというふうに私は思うんです。今、納めている人も対象にして、そして税率を改正してどんどん上げていくという関係はいかがなものか、取れるところから取っていくという方法ですね。正直に払わなければならんというふうに努力している人からも取っていくという今の状況、状態というのは僕はなっているというふうに思うんです。納めない人についてはいつまでたっても納めへんと、しかしそれでまかり通っていているということになってくると、何か俗っぽい言い方をするんですけども、正直者がばかを見ています。いや応なしに天引きされるんですからということについてもどんどん、どんどん行政も改正しようとするというような関係というのは、非常に安易ではないのかなというふうに思いますし、もしも先ほどご説明があるような形であるとするならば、私はその間の移り変わり、退職したら国保に入らなきゃならん関係、制度の問題の矛盾という関係と言いますよりも、制度の移り変わりでどう対応したらいいのかということが不十分ではないのかと。また、行政としてもそのことが適切な指導ということが欠けていはいしないのかという分析をして、そしてそのことを改善することによって、今言われているようなことが徐々に解消できるという一つの方法というのにも考えられないのかどうかということがあると思うんですけどね。特に国保税の関係なんかについては、偉そうに言うている政治家やそこらの関係が皆入ってなんだとかという関係があっているいろいろな問題になってきた経緯があるんですけども、そういう形に実はなっていると。いわゆる制度そのものが複雑過ぎて、十分に理解できないという関係もあるのかなと。とするならそこに一つの制度改善をし、そのこと

を徹底するという行政の努力というものをどうしているのか。一方では、この関係について、私らが理解していますのは、自営業者の関係で、非常に納入が滞っている、あるいはしていないという関係が非常に多いというふうに言われていますし、学生の特例法などを適用しているという関係もあるんでしょうけども、学生などの関係、若者のいわゆる国保への加入というのは非常に少ない、むしろ民間の関係に加入しているということの方が、より将来的に利口だというふうな関係で入っているとかというような関係がいろいろ介在しているように言われていると思うんです。そういう中で、行政、地方でとっている状態というのは、見事に安易な税率改正であるとかいう関係だけで狂奔しているように思われて仕方がないんですけども、そういう面について、もう少し分析して改めていくということをしなないといかんのじゃないかな。また、そのことが末端の行政としてできることの範囲と違うんかなというように思うんですよね。その辺のところについて、もう少し改めていくというふうな、あるいは改善の方策を考えていくというふうなことが、具体的に示されていくというふうなことができないんでしょうか。先ほど言われている関係というのは、僕は抽象的だし、概念としてはわかるんです。しかし、具体性が一つもないと、毎回同じことを繰り返しているというふうに思うんですけども、本当にそういうことで国保会計というものが改善されていくんだろうかどうなのかということについて疑問を持つんですけども、これはどうあってもやむを得んのじゃというふうに認識をされて、一応いるのかということについてはどうなんでしょうか。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 今、質問者もおっしゃっていますように、この経緯というのは平成7年でございましたか、料率を改正する前に、高額の関係等について専決処分させていただいて、そのときに高額の関係等については、専決でございますけれども、議会で否決をされたこともございましたし、そういう中で、応能応益50、50という一つのラインとか、応能応益をサーベリ控除で50、50にしていこうということで、高額の関係で応能応益、議会の皆さん方と相談申し上げて、斑鳩町としては政治的に50、50という応能応益を変える中で、平成8年度に料金改定をさせていただいたということでしたとるわけです。その後の推移をずっと見ていく中で、やはり平成14年、15年、その後の段階になって、大変厳しい状況となっています。質問者もおっしゃいますように、やっぱり自営業者、あるいはまたそういうバブルもはじけて非常に厳しい

状況になって滞納者が増えてくる、あるいはまた今、会社をリストラにあうとかいう関係から、お金が払えないというのか、現金がないということで払えないという状況も環境もございます。そうかといって我々として、国保運営協議会で値上げありきという話はしていないわけです。やっぱり国保運営協議会も、この状況を見た中では厳しい状況であるということから、17年度に国保運営協議会で、我々もやっぱり考えていかなかったら、この町の財政事情等がもっていかないと、現実に1億8,000万円という赤字が、初めてこの18年度に雑入で出ていますように、今まででしたら財政の組みかたによって、17年、16年やってまいりましたけども、18年度は皆さん方に知っていただくために、一応、8,000円なにがしをとという形をとらせていただいたということでございます。その状況で、やっぱりこの今、厳しい状況でございますので、料率改定ありきということじゃなしに、その料率改定するんだったら、皆さん方が厳しい中でも何とかこれは財政状況を考えたら、やっぱりやらなきゃいけないんだということになることはなかなか難しいと思いますけども、我々としては最善の努力をしながら、18年度中でやっぱり検討していかなかったら、この関係等については非常に19年度にも難しくなって、この状況は続いていくだろうということも考える中で、我々としてはできるだけ仮に改定するとしても、料率そのものについてできるだけ皆さん方が納得ということにならないと思いますけれども、得心をしていただくという努力をやっぱり我々としてはしていくことが大事だろうかと考えております。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 僕はやっぱりね、どうしても住民の目にうつる関係としては、税を納めている者について、さらに税の負担の税率を改正して負担を求めるという方法性というのがやっぱり強く感じられて仕方がないんです。これは余り得策ではないというふうに私は思うんです。したがって、やっぱり国保税の関係については、未加入者が非常に多いとか、あるいは未納者が多いという関係についてもっと着目して行って、この関係をどう減らしていくのか、そのことが微々たるものだとしても、その努力の結果としてこういうふうに改善されてきたという関係がやっぱり示されてこそはじめて、国保税その他の関係についても住民が関心を持つことになってくるんじゃないかな、そしてお互い助け合いの心というのが芽生えてくるのではないかなというふうに私は思うんです。ところが、取れる者からどんどん、どんどん取っていくという、未加入

者とか、未納者の関係というのはもう仕方がないという関係ですまんというふうに思うんです。

先ほども言われていますように、未納者の関係も累積してきている関係については、新しい年度から中心とかいうんです、それもかなりはないんです。ところが、国保税は割に高いですね。1回とか、1年とかも滞納したぐらいならとんでもない大きなことになってきて、高利貸しに金借りているような感じがするぐらい負担が大きいというふうになっていると思うんですよ。だから、そういう関係についてどう改善をしていったらいいのかということがやっぱり必要だというふうに思いますので、できれば私は、難しいことは十分承知をしているんですが、やっぱり未加入者なり、未納者なりという関係をどう減らしていくかというところに力点を置いて努力をしていただいて、その結果というものがどう表れてきているのかという事の中で、初めて料率改定というものが理解されていく状態になるのではないのかなというふうに思います。だから、そういう努力というものはぜひともしてもらいたい。

そして、できるだけ安易に料金改定をして引き上げていくんだということについては、余り走り過ぎないように十分気をつける必要があるのではないかとこういうふうに思っていることだけを申し上げておきたい、こういうふうに思うんです。以上です。

○小野委員長 ほかにございませんか。里川委員。

○里川委員 申しわけないです。一つちょっと確認をさせていただきたいというのを思い出しました。すみません。

障害者自立支援法の関係で、今まで精神障害者医療、更生医療、育成医療というものが一本化されまして、自立支援医療という名前になっていると思うんですが、その中で精神障害者医療だったものが、いろいろ自己負担を上げてくるということになっているんですね。その自己負担引き上げについては非常に問題になっておりましたけれども、当町では福祉医療の中で、いろいろそういった対応をしていただいていると思うんです。そうすると、当町の財政にも影響が出てくるとは思うんですが、この福祉医療につきまして、これらの制度改正の中でも、前年度に変わらず18年度も17年度同様行っていただけるのかどうかということについて、確認をしておきたいというふうに思います。

○小野委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 今言われております確かに障害者の自立支援法というものが可決さ

れております。その中で精神障害者の通院医療費の患者負担が現実的5%であったものが精神保健福祉法ですか、そういった制度が自立支援医療制度に変更されまして10%の負担となるというようなことも聞いておりますが、内容的には、町の医療費助成制度というものがございます。そういったものが17年度8月から改正になって、できるだけ老人や乳幼児の負担にならない福祉に充実したまちであるべく姿をとらさせていただいたところでございますが、次年度に18年度におきまして、この移行を続けさせていただきたいとこのように思います。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。それについては評価をさせていただきたいというふうには考えます。

○小野委員長 ほかにございませんか。三木委員。

○三木委員 一つだけ確認させていただきます。

24ページの出産育児一時金ですが、前年度1,260万円、今年度870万円、マイナス390万円です。30.9%、4分の1の少なくなっているんですが、これの出産者、対象者が少なくなったのか、このちょっと理由を教えてください。

○小野委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 出産一時金の関係につきましては、被保険者の出産に対して出産一時金というものを給付を行うものでございます。本年度につきましては30万円の29人分ということでございます。確かに17年度につきましては42人分という形になっておりますが、現実的には17年度についての予算につきましては26人で計算させていただいておるものでございます。そういった中で、今までの推計を見るところから、人数的には減っておるものの29人の30万円という形をとらせていただいたわけでございます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 ということは29人の30万円、これを対象者として今年度見ようということだと思いますが、それでちょっと斑鳩町のこの少子化に対して出生率というのはかなり下がっているということよろしいですか。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 大体斑鳩町の場合は、県の1.20、その関係よりも下回る関係になっていると思います。斑鳩町の場合の出産率は非常に低い、現状から考えまして、そういう

ことで今年は29人、前年もこれ27人しか出生で42人分組んでますから、率からいきますとかなり低いということです。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 じゃあ斑鳩町の出生率、前年度のまた後で結構ですので教えていただけますか。以上です。

○小野委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 前年度の出生率でございますが、1.18でございます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 ありがとうございます。

○小野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 ないようですので、これをもって国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第24号、平成18年度斑鳩町老人保健特別会計予算についての審査に入ります。

説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、議案第24号、平成18年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第24号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成18年3月2日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

特別会計の予算書に基づきましてご説明を申し上げますので、39ページをお開きいただきたいと思います。

予算書を朗読いたします。

平成18年度 斑鳩町老人保健特別会計予算

平成18年度斑鳩町老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億7,065万円とする。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成18年3月2日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

当特別会計予算の概要でございます。

平成18年度の予算総額は、先ほども申し上げましたように歳入歳出それぞれ21億7,065万円で、前年度予算額と比較をいたしますと2億351万円、10.3%の増となっております。少子高齢化が進行する中、高齢者の多くは疾病をあわせ持ち、その疾病は慢性的な経過をたどることが多く、完治が困難であるなど、若年者とは異なる特性がございます。老人保健制度は老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることから、疾病予防、健康教育等の保健事業を総合的に実施し、高齢者が健康でいきいきと暮らせることを目指しております。また、医療費の動向でございますが、平成16年と平成17年の同期を比較いたしますと、入院では2.5%、外来では3.9%、そして調剤におきましては7.7%の増加となっているところでございます。また、高齢者1人当たりの医療費につきましても、前年度の同期と比べて6.8%の増加となっております。

それでは、歳入予算の方からご説明を申し上げますので、45ページをお開きいただいたと思います。

第1款支払基金交付金、第1項の支払基金交付金でございます。前年度予算額と比較をいたしまして8,663万9,000円、7.5%増の12億3,629万2,000円を計上させていただいております。歳出科目の医療給付費当の総額に制度上の負担割合を乗じまして積算をさせていただいております。

次に、46ページの第2款国庫支出金でございます。前年度予算額との比較をいたしまして7,708万5,000円、14.3%増の6億1,578万9,000円の計上をさせていただいております。まず、第1款の支払基金交付金と同様に所定の負担割合によりまして積算を出しているところでございます。

次に、第3款県支出金でございます。前年度予算額と比較をいたしまして1,942万5,000円、14.4%増の1億5,394万7,000円の計上をさせていただいております。

次に、47ページの第4款繰入金でございます。本年度予算額が1億6,461万8,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして2,036万1,000円、14.1%の増となっております。一般会計予算の第3款民生費から繰入措置を行うものでございます。

次に、48ページの第5款繰越金、第6款の諸収入につきましては、前年度予算額と同額の予算を計上させていただいております。

以上で歳入予算の説明を終わらせていただきまして、歳出の予算につきましてご説明を申し上げます。49ページからでございます。

49ページの第1款総務費でございます。老人保健事業にかかります一般事務に要します経費といたしまして、前年度予算額と比較をいたしまして3万8,000円、0.4%増の1,008万9,000円の計上をさせていただいております。

次に、50ページの第2款医療諸費でございます。本年度予算額は21億6,025万9,000円を計上させていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして2億347万2,000円、10.4%の増となっております。第1目の医療給付費では21億590万円の計上でございます。前年度予算額と比較いたしまして2億590万円、10.8%の増となっております。積算につきましては、先ほどご説明を申し上げましたように、入院、入院外等にかかります医療費の動向を勘案して予算計上をさせていただいたところでございます。

続きまして、第2目の医療費支給費でございます。整骨コルセット等に要しました費用及び高額医療費の支給に要します経費が主なものでございます。4,500万円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして200万円、4.3%の減となっております。

続きまして、第3目の審査支払手数料でございます。医療機関から請求されますレセプトの診療内容及び請求額等の審査を国保連合会等に委託をいたします経費が主なものでございます。前年度予算額と比較をいたしまして42万8,000円、4.4%減の935万9,000円の計上をさせていただいております。これにつきましては、歳入予算の審査支払手数料交付金の交付対象になっているところでもございます。

次に、51ページの第3款諸支出金でございます。前年度予算額と同額の2,000円の計上をさせていただいております。平成17年度決算の確定に伴いまして支払基金、国、県からの交付金の精算におきまして、超過交付が生じた場合、当科目より返

還を行うものでございます。

次に、第4款予備費でございます。不慮の支出に備えまして前年度予算額と同額の30万円を計上させていただいております。

以上、簡単ではございますが、平成18年度斑鳩町老人保健特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審査を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○小野委員長 老人保健特別会計予算について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

特別会計予算書の39ページから51ページまでです。

里川委員。

○里川委員 すみません。今、国保のときにも申し上げましたけれども、医療制度改革案ということで今やられている審査なんです、これは非常に老健にも大きくかかわってくる問題が含まれていることでは、今後の動向を見なければならぬと思っているわけなんですけれども、それはそれとして担当の方にも十分注意をして見ておいていただきたいというふうに思っておりますが、この老健の方につきましても、私は極力医療費にしても、軽い状態で早く、診療費なんかは低く押さえるということが望ましいのではないかと。重くなってそして継続的に重傷な状態でかかっていたかというのを避けていきたい。それでなくても部長の説明のとおり、若年者に比べてそういう重度の関係、継続的な関係があるということをおっしゃっておられました。そのためにもこれまで斑鳩町では、予防ということで力を入れていただいているいろんなことをやってきたと思うんです。ところが、介護保険の改正によりまして、老健でやっていた事業が介護保険に組み込まれて介護予防事業となるとか、非常に制度が複雑化されてきているんですけれども、そんな中であっても、介護保険のみならず老健としても今後もいろいろなそういう予防事業というのを取り組んでいただきたいなということを考えているところなんですけれども、この辺が非常に複雑で難しいものもありますけれども、私も十分整理がしにくい状態にあるわけなんです。まだ今ちょっとはっきり見えてこない部分もありまして。ただ、老人保健の特別会計を見る中で予防ということ、その辺に力を入れていただいてこれまでもやってきていただいた、これからは力を入れてほしいということをご希望しているわけなんです、そのところについて、18年度についてもどのようなお考えでいっていただけるのかを確認だ

けさせていただきたいなと思っております。

○小野委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 特に国保も絡んでというような形になろうかと思いますが、現実的には、生活習慣病による医療費の増加が懸念されておるところでございます。委員のおっしゃるように、早期発見、早期治療というものが一番大切であろうかと思っております。そういった中で、被保険者の健康づくりなど、保健事業の充実強化に取り組んでまいりたいとこのように考えております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 今後もいろいろなものを見る中で、ハイリスク者の予防の徹底ということを国の方でもいろいろ専門家も言っているようなんです。そのハイリスク者の予防の徹底でいろいろな有効な手段があるので、そういったものについて十分注意をしていくべきであるというような専門家や、いろいろな国のいろんな方の方向づけがされていると思うんですが、そういうところも十分気をつけていただきまして、今後、老人保健の方の費用を押さえるという言い方はおかしいんですけども、やっぱり健康寿命を伸ばすという考え方、常に持っていただきたい。それで団塊の世代の方が後期高齢者になるとき、このことというのは斑鳩町にとっても非常に大きな問題になってくると思います。そこまで視野を広げて、この老健事業きちっと先を見据えてやっていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

○小野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 ないようですので、これをもって老人保健特別会計予算に対する質疑を結びたいと思います。

続いて、議案第25号、平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についての審査に入ります

説明を求めます。植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、議案第25号、斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算の総括説明をさせていただきます。

まず、議案諸の朗読をさせていただきます。

議案第25号 平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について

標記の件について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、

議会の議決を求めます。

平成18年3月2日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

お手元にお配りいたしております特別会計予算書の53ページをお開きいただきたいと思います。予算総則を朗読させていただきます。

平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算

平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算は次のとおりによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ547万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成18年3月2日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、当特別会計予算の概要をご説明申し上げます。

予算書の54ページでございます。はじめに歳入予算についてご説明申し上げます。まず、第1款の繰越金についてであります。前年度からの繰越金といたしまして547万3,000円を計上させていただいております。

次に、第2款の諸収入についてであります。預金利子として2,000円を計上させていただいております。

続きまして、歳出予算についてのご説明をさせていただきます。まず、第1款の総務費についてでございます。財産区の維持管理に要します費用といたしまして15万円を計上させていただいております。

次に、第2款予備費であります。532万5,000円を計上させていただいております。

以上、簡単でございますが、斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○小野委員長 大字龍田財産区特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

特別会計予算書の53ページから57ページです。どうぞ。松田委員。

○松田委員 今の考え方をお聞きをしたいと思うんですけども、龍田財産区特別会計とし

て、管理することの必要性があるのかなと、下司田池の問題も解決しましたし、いろいろ他の水利組合との関係から見ても、特に龍田財産区として財産区の指定をしなければならんのか、これを持続していく必要があるのかどうか、そのことについて検討してもいいんと違うかなと感じがするんですけど、この辺についてはどうなんでしょうか。

○小野委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 大字龍田財産区につきましては、ため池でございます。これにつきましては、現在もまだ下司田池水利組合がございまして、実際に受益者がいらっしゃるという状況でございます。そういったことの整理と言いますか、そういった方向で今、現在、話を進めておるところでございますけれども、そういった整理がすみました後に、そういったことも検討していかなければならないというふうには思っております。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 整理がすみました段階というのはどういうことを意味しているんですか。

○小野委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 少し水利組合とお話をさせていただいておりますのは、一つはやはり水利権の問題ということになるかと思います。そういった中で、今後も引き続きため池の水利を利用されるということであれば、やはり水利権というのは残ってまいりますので、この場合、財産区は保持しなければならないというふうに思っております。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 確かに言われているように、もう後の関係というたら水利組合との関係だと思うんですけどね、水利組合との関係というのは、どこの池でも皆もう水利組合の管理はされているわけですよ。ここの関係について、財産区に指定をしたという関係についても、費用の生み出しから始まっているいろいろ名目的に財産区というふうに設定をしたという経緯から見て、そしてその後の関係について、財産区としての運用としては、整っていないという言って異論があるのかもわかりませんが、若干財産区としての取り扱いとしては、必ずしもその定めのとおり実行しているというふうに思えなくて、ただ単に会計処理としてはそういう処理をしていますがね、周りはまだそういう機能というのはこの予算書から見てもわかりますように全くないんと違うか、その関係というのは、もう水利組合との維持管理について水利組合の

関係のみになってくるというふうに思うんですね。そういう意味から、できるだけ事務の簡素化ということもありますし、業務効率を高めるということもありますし、町の財政運用という面もありますし、もっといろんな面から考えて、少なくとも18年度なり何年度に一つめどをつけて、そして話し合いを進めて、解消するならするという方向で調整をしてはどうかという感じがしているんです。だからそういうことについて、先ほども調整がつけばということですけども、調整をしていくと、そしてできれば19年度にでもそういう関係については、一つの一定の方向付をした上での対応措置を講じられるということにできないかどうかと。また、そういうことについて検討してみてもどうかというふうに思うんですけどね、その辺どうなんですかね。

○小野委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 財産区を設置した当初の経緯等のことについても、再度、今後その目的を達したかということについて押さえまして、今後引き続きそういった財産区を必要とするのかどうか、そういった面についても水利組合とも協議する中で、やはりそういうことも関係者でございますので、そういったものを合わせまして、一度再考査と言いますか、そういったものもしていかなければならんかと考えております。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 裁判も決着つきまして、収去引き渡しを受けられたということですけども、まだ水がある生き物がいてるということで、寒い間はいいんですけども、夏場になってくると臭気、ガス、また、不法とは言いませんけれども、侵入による、特に子どもが侵入することによって事故が起こる可能性もなきにしもあらずなんで、そこら辺の注意、それと、地元の自衛消防団では、防火池としての機能を期待しておられますので、そこら辺について、訓練等また依頼があるかもわかりませんが、そういうふうなことに對しても、いろいろ注意していただきたいと思います。

○小野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 ほかにないようですので、これをもって大字龍田財産区特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

10時45分まで休憩いたします。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○小野委員長 再開いたします。

続いて、議案第26号、平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計についての審査に入ります。

説明を求めます。池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 それでは、まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第26号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について  
標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、  
議会の議決を求めます。

平成18年3月2日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

まず、予算書の59ページをお願いします。朗読をさせていただきます。

#### 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算

平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億1,210万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出  
予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割  
額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることがで  
きる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の  
起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」に  
よる。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの

最高額は、7億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃銀に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成18年3月2日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、ご説明をさせていただきますが、事業執行の主な考え方につきましては、町長施政方針及び提出議案説明によりご説明させていただいておりますので、ここでは省略させていただきます。

それでは、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。67ページをお願いします。

歳入につきまして、第1款分担金及び負担金では、公共下水道加入負担金として510戸を見込み5,100万円を計上いたしております。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料では、下水道使用料として前年度より2,460万2,000円の増額の3,027万2,000円を計上し、第2項手数料では、排水設備指定工事店手数料及び排水設備工事責任技術者登録手数料として40万円の計上いたしております。

次に、68ページでございます。第3款国庫支出金では6億円を計上し、内訳といたしまして水質改善下水道事業費補助金で4億円、汚水処理施設整備交付金で2億円を計上しており、前年度と比較しまして9,750万円の増額となっております。

第4款繰入金につきましては3億3,182万1,000円計上し、前年度より839万1,000円の減額となります。

次に、69ページであります。第6款諸収入では雑入として、消費税還付金等で前年度より168万9,000円増額の2,500万6,000円を計上いたしております。

次に、70ページであります。第7款町債につきましては7億7,360万円を計上いたし、前年度と比較いたしまして5,230万円の減額となります。

次に、71ページの歳出でございます。第1款公共下水道費、第1項下水道管理費、第1目下水道総務費につきましては3,441万7,000円を計上し、前年度と比較いたしまして87万7,000円の減額となります。主な内容として、人件費と負担金補助及び交付金となりますが、第13節の委託料につきましては、下水道使用料金徴収業務委託料が下水道利用者の増加に伴い210万1,000円の計上となっております。

次に、72ページの第2目施設管理費では2,162万7,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして1,248万1,000円の増額となります。これは下水道使用水量の増加に伴い、県へ支払います流域下水道維持管理負担金の増加が見込まれるためであります。

続きまして、73ページの第2項下水道新設改良費では13億4,066万1,000円を計上し、前年度と比較いたしまして9,284万4,000円、7.4%の増となります。事業概要につきましては、面整備につきまして、並松、興留、五百井地区等で約17ヘクタール、整備延長4,920メートルとなり、幹線管渠につきましては龍田西污水幹線と、神南污水幹線の約1,500メートルの整備を予定いたしております。

また、浄化槽雨水貯留施設転用補助金といたしまして、対象戸数10戸の100万円を計上いたしております。

続きまして、75ページの第2款流域下水道費につきましては9,836万円を計上し、前年度と比較いたしまして4,362万1,000円の減額となります。

次に、第3款公債費では、第1目元金で1億7,369万7,000円、第2目利子につきましては1億4,333万8,000円を計上いたしております。

続きまして、62ページにお戻りください。第2表の継続費についてご説明させていただきます。平成18年度、平成19年度の継続事業としまして、公共下水道事業龍田西污水幹線につきましては総事業費8億円、年割額にしまして平成18年度は2億8,000万円を計上し、平成19年度には5億2,000万円を執行する予定であります。

次に、公共下水道事業神南污水幹線につきましては、総事業費4億円、年割額にしまして平成18年度は1億4,000万円を計上し、平成19年度には2億6,000万円を執行する予定であります。

続きまして、第3表債務負担行為につきましては、斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給制度に関する条例に伴う利子補給及び損失補償であります。

次に、63ページにございます第4表地方債についての目的及び限度額等であります。詳細の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で、平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてのご説明とさせていただきますが、何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げましてご説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○小野委員長 公共下水道事業特別会計予算について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

特別会計予算書の59ページから84ページまでです。

どうぞ。松田委員。

○松田委員 この公共下水道事業はかなり完成までに随分続いていく事業だというふうに思いますし、斑鳩町としても財政的に大きくなる事業だというように思うんですが、計画の完了希望年次というのはいつに置かれていて、総額としてはどの程度見込まれているのかいうことを聞きたいわけです。

それと同時に、先にアンケート調査が行われて、その結果、いわゆる23年度以降に予定しているんだと言われている、結局、全体計画の関係、この関係の具体的な計画年次が確実に出てくる時期というのはいつごろになるのかいうこと。

さらには、全体計画区域の関係についてのアンケート調査の結果どのようなことが出ているのか、集計されているとしたらその内容について紹介をしてほしいというふうには思います。

○小野委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 そうしましたら、まず完了目標年次でございます。現段階では、245ヘクタールにつきましては平成22年度に完了していくのが目標で計画を練っております。今の計画として全体を完了するにあたりましては、大体平成33年ぐらいではないかと推測しております。そして、現段階で予算総額といたしましては、平成22年までの見込みにつきましては、かちっとしたものを持っておりますけれども、今段階では、ちょっと33年までにつきましてはざっくりとした数字しかないということで、そしたら、まず平成22年までの事業総額といたしましては224億5,000万円を計上いたしております。その内容としまして、建設部門で

すけども、公共下水道事業費で169億6,000万円、流域下水道負担金で大体26億2,000万円、公債費で19億2,000万円程度を見込んでおります。その財源につきましては、国庫補助で63億2,000万円、一般会計繰入金で52億8,000万円、地方債で112億4,000万円、諸収入で5億500万円というような見込みをしております。

そして、平成23年度以降の予定区域、大体どれぐらいに出てくるかというふうなことでございますが、今現段階で平成20年ぐらいには認可の変更というのか、認可拡大というような考え方で持っております。ですから、平成20年ぐらいから作業をかけて、その後半ぐらいには大体の具体的な数字が明らかになってくるかなとは考えておりますので、よろしく願いいたします。

そして、今のパブリック・インボルブメントモデル事業のアンケート調査についてでございます。ざっと見渡した中で、非常に公共下水道事業に関しましては待っていただいております、期待しておられるというようなアンケート、答えをいただいております状況でございます。

ちょっと具体的にご説明させていただきますと、例えば、一つ環境に関するアンケートにつきましても、実際、下水道に接続して良かったという点とか、まず、調査項目につきましては、水辺の状況とか、下水道の接続、下水道の役割、下水道事業を進める必要性と効果、そしてまた下水道事業排水設備の接続の仕組み、加入金、加入負担金、下水道使用料などの項目がございました。そしてそのアンケートを進めていく中で、まず1点ですけども、環境に関することにつきましては、例えばごみの関係とか、においとかそうした水質の改善に関連する項目が多く挙げていただいております。そして、下水道の利用区域についてでございますが、接続して良かったという点につきましては、浄化槽からのにおいがなくなったとか、続いて衛生状態が改善されたとかいうようなところでございます。

そして、大きくいきますと、斑鳩町の下水道事業計画に対する評価につきましても、現在の計画どおり、もしくはその事業認可区域全体区域につきましても、現段階どおり進めていけばよいのではないかというような答え、もしくはそれよりも前進した現在の計画よりももっと早く工事を進めるべきだというような答えもいただいております。そして、今後の全体的な答えになりますけれども、今のパブリック・インボルブメントモデル事業、このP I事業の必要性、広報公聴的な必要性に

ついてですが、今後とも下水道事業を行う上で、P Iは必要であるというような答えをいただいております、そういうような状況でございます。以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

そして、下水道の認知度、供用区域につきましては77.8%、事業認可区域につきましては36.4%、全体区域といたしましては26.7%の方が認知していただいておりますというような答えもいただいております。以上でございます。

そしてもう一つ最後につけ加えさせていただきますが、接続の意向でございます。接続の意向につきましてアンケート調査させていただきました。その中で、供用区域につきましては61.6%、事業認可区域につきましては55.2%、全体区域といたしましては65.5%の答えをいただいております。以上、簡単ではございますが、概要として報告させていただきます。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 下水道関係については、かなり長期に渡りますし、しかし斑鳩町の財政運営面で非常に大きくかかわってくるのだというふうに思うんです。したがって、この委員会だけで審議をしようとしても無理があるというふうに思いますので、これは具体的に1回アンケート調査の関係も、現在明らかにされている事業区域の関係、それから、事業認可区域、それから全体計画ということになっているんですけど、大体この事業区域の認可決定までの関係というのは、先ほど言われていますように平成22年、23年でこれで一挙開始をしたい、こういうふうに言われているわけですから、ほぼ推定もつくわけですね。そのうちどのぐらいが供用されていくかどうかによって、使用料収入とか、別の関係の収入をどう見込まれているかということなどほぼ算定基礎が出てくるかというふうに思うんです。母体は全体区域になり、全体区域の関係は個人的なことを申し上げて申しわけないんですけども、私どもの住んでいる地域の関係になってくると、やった区域の計画の中にはまっているんですね。恐らく、私が命のある間にはこれできへんやろうなというふうに、今地域では話をしているんです。全くめどがついていない、しかしこれの財源になってくる、都市計画税その他の関係について、これ充当されているんですけども、これはもう制度が設定されたときからずっと納めてきているんやけども、という意見なども聞かれるわけですよ。ところが金を納めているんだけども、いつまでたってもめどもついてこんというような関係で非常に深い関心を持ちながら、余り希望

が持てないという状態でありますので、できるだけ早く、あるいは年次は非常にかなりかかるとは思うんですけども、いつごろにできるのやと、よしんば自分が生きている間にできないにしても、孫の時代までいこまいというふうな関係ぐらいの想定ができれば一番幸せだなというふうに思いますし、先ほど言われていますように、33年ということになりますと、後15年ほど待てばできるんやなど、完成するんやなどということになるかと思うんですけども、その辺はやっぱり明らかにしてほしいということとが一つある。これもできるだけそういう計画が、大変難しいことだとは思いますが、一応そういうことも含めて、できるだけ前びろに住民に明示ができるような体制をつくってほしいということが一つ。計画の明示ができるようにしてほしいということと。あわせて、その場合に、どの程度の斑鳩町として、要する財源というのがどの程度になるかということなども含めて、計画の全体というのをできるだけ早く、無理は承知をしているんですけども、できるだけ早く掲示ができるように努めてほしいということを申し上げておきたいと思うんです。

一番はじめに、予算委員会であります。関心を持つのが設計をして具体的に始まっておりますけども、10万円の負担金の関係と、あるいはこの一時の関係でということを決めていますけども、このことについて財源を軽減してということには私はうまくいったとしてもなかなかないものではないということ、いわゆる起債という関係は、現在でもかなり10億円近く持っていますけど、だんだんこれは増えてくるだろうし、大変だというふうに思うんですが、その面では、斑鳩町の財政というのがいつまでたっても言われている予算だけで調整をしながら、軽減のいわゆる基金を取り崩さずに云々という関係、あれ難しい状況でもある、そのことの成功、不成功というのは、この下水道財源の確保の仕方にあるのではないかなというふうな感じもしないではないわけですね、そのへんなどもありますので、できるだけ早急に検討し、分析をした上で、試算になろうかというふうに思うんですけども、経理ができるように努めてほしいということを要望しておきたいと思えます。以上です。答弁結構です。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 2月にいかるがホールで公共下水道の集会をなさっている、ある人に聞きますと、はがきで案内が直接個人あてに来たということで行かれたと、それについては、監査委員さんの報告の中にふれられてあったとは思いますが、ど

ういう方を対象にどういう内容でなされたのか。そしてまた、それらを今後どのように生かそうということで、目的など少し聞かせていただきたいと思います。

それと、今後の計画区域内、今の質問された中にもありました、22年までの見込みの方はきちっと立っているということなんですが、ただ、その区域内の方々からも私なんかもたくさん問い合わせが来るんです。それで住民説明会などというのはどのようなスケジュールの組み方で各地域、計画に合わせてやっていこうとなさっているのか、そのところもちょっと確認をさせていただきたいなと思うんですが。

○小野委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 まず、1点目でございます。2月に開催いたしましたのは、先ほども説明させていただきましたパブリック・インボルブメントモデル事業の一環で、住民意見交換会ということで、その対象につきましては、現在、町政モニターさんを対象に意見交換会に出席していただくために出欠のはがきを送付させていただきました。そういうような状況でございました。

今の目的につきましては、パブリック・インボルブメントモデル事業の一環であるというようなことをご理解いただきたいと思います。

そして、今後の計画区域の関係の内容でございますけども、従来、年度当初に当該年度工事を実施する区域の皆様には工事の説明及び使用開始についての説明にお伺いするといった形で進めておりました。先ほどから出ておりますパブリック・インボルブメントモデル事業のアンケートの調査の中におきましても、やはり委員おっしゃっているようなご意見が見受けられておりました。そのようなことから、今後、広報の仕方とか、地元への入り方及び地元説明会の実施の方法につきましては、仕方につきましては、さらに研究をしていきたいと、こう考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 今回の課長の答弁で大体わかりました。私なんかも本当に多数問い合わせを受けている状況ですし、アンケートの結果にも出ているということなので、積極的にやっていただいて、より住民さんに理解していただいて、住民さんの方にも早期に接続していただける努力、町としてもしていただけるようにぜひともお願いをしておきたいということで、これで終わらせていただきます。

○小野委員長 ほかにありませんか。飯高委員。

○飯高委員 今後、下水道の普及率が高まっていくと思うんですけども、下水道の工事なんですけども、沿線の方に被害を与えないように工事は業者さんが慎重にしていると思うんですけども、また周辺の住民に対しても周知をしていただき、交通等の整理も含めてあるんですけども、万が一あってはならないんですけども、その沿線家屋に被害を与えるという場合があったときには、やはりその業者が責任を負うという形には当然なってくると思うんですけども、その前に事前の調査というんですか、家屋の現状調査を行っていただいていると思うんですけども、当然、調査に当たっては、家屋の方に協力を得てということが前提にはなるんですけども、その辺の今の現状について、工事される前の今言いましたような現状について、ちょっと確認しておきたいと思います。

○小野委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 今の家屋調査の関係でございます。今、委員おっしゃっていただきましたとおり、工事着手前につきましては事前調査ということで、もちろんこれにつきましては、家屋の持ち主もしくはお住まいの方の承諾をいただきまして、もしくは認可をいただいた中で調査をさせていただいております。一応現状調査終わりましたら工事完了後、またさらに事後調査というようなことで、事前と事後との変化の状況を調べさせていただいておるというようなことで、それにつきましても、家屋の持ち主もしくはお住まいの方につきまして、ご了解いただいて調査させていただいて、なおかつ確認をさせていただいておるというような状況で進めております。

○小野委員長 飯高委員。

○飯高委員 万が一家屋に影響があった場合においては、施工者が責任を持って処分するという事は当然と思うんですけども、そういうことでよろしいんですね。

○小野委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 はい、そういったことで結構だと思います。

○小野委員長 ほかがございませんか。

嶋田委員。

○嶋田委員 勉強不足でまことに申しわけないんですけども、74ページの区分2.2ですか、地下埋設物等を移設補償ということで1億8,000万円ほど金額挙がっているんですけども、それについてのちょっと詳細を教えてくださいませんか。

○小野委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 補償補てん費及び賠償金の地下埋設物等移設補償でございます。

これは上水道の仮設及び移設の補償ということでご理解いただきたい。ほぼもうこれはその分に当たります。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 これは管渠、下掘ってはる、そんな下に掘ってはるわけですか。水道というのは。布設してあるわけですか。

○小野委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 上水道につきましては、場所にもよりますけども、ほぼ1メートルから1メートル20程度の深さで入っております。そして本管はその深さで入っておりますし、そこから各家庭に配水管を引き込まれております。それらも含めて移設しますので、やはり公共下水道埋設、それよりも深くなりますので、それを埋設するに当たりましては支障となります。そうしたことから移設補償ということで計上させていただいております。よろしくお願いいたします。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 はい、わかりました。

○小野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 ないようですので、これをもって公共下水道事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第27号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての審査に入ります。説明を求めます。

中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 議案書朗読をいたします。

議案第27号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成18年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

特別会計予算書の85ページをお開きいただきたいと思います。

朗読させていただきます。

#### 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算

平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億6,860万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 介護給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成18年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、当特別会計予算の概要でございますが、当特別会計の歳入歳出は、先ほど申し上げました総額は13億6,860万円の計上をさせていただいております。予算編成に当たりましては、平成17年度の実績及び今後の給付等の推計をもとにいたしまして、平成18年度4月から実施をされます介護保険制度改正の影響を加味し、平成18年度に必要な予算を計上をさせていただいたところでございます。介護を必要とする方や、その家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、サービスの安定的な供給、適正な介護保険事業の運営事業等に引き続き努めてまいりたいと考えております。

それでは、歳入予算から御説明を申し上げますので、93ページをお開きいただきたいと思っております。第1款の保険料であります。本年度の予算額は2億7,560万円を計上をさせていただいております。この歳入は65歳以上のいわゆる第1号被保険者にかかります保険料でございます。平成18年度からの第3期事業計画期間におきます保険料収入の予算額につきましては、今後、高齢者の増加に伴いまして、さらに要介護認定者が増え、基盤整備の充実から、相当の給付額が見込まれますことから、前年度予算額と比較をいたしまして、約6,400万円の増を見込んでいます。

次に、第2款の使用料及び手数料でございます。保険料の督促手数料といたしまして2,000円を計上いたしているところでございます。

次に、94ページの第3款国庫支出金でございます。今年度予算額は2億7,820万3,000円の計上をさせていただいております。まず第1項の国庫負担金では、施設給付費を除きます介護給付費の20%と、施設給付費の15%に当たります2億2,584万9,000円を、また第2項の国庫補助金では調整交付金といたしまして4,306万6,000円と、平成18年度から新たに始まります、地域支援事業にかかります交付金の介護予防事業分といたしまして、上限事業費の25%、158万5,000円を、包括的支援事業・任意事業といたしまして、上限事業費の40%770万3,000円を計上をさせていただいております。

次に、95ページの第4款支払基金交付金でございます。介護給付費の31%に当たります3億9,381万3,000円を、地域支援事業交付金の介護予防事業分といたしまして、上限事業費の31%の196万5,000円を計上をさせていただいております40歳から64歳までの方の保険料にかかるものでございます。

次に96ページの第5款県支出金の第1項県負担金でございます。施設給付費を除きます介護給付費の12.5%と、施設給付費の17.5%に当たります1億8,701万9,000円の計上をさせていただいております。また第2項の県補助金でございますが、地域支援事業交付金の介護予防事業分といたしまして、上限事業費の12.5%、79万2,000円、包括的支援事業・任意事業といたしまして、上限事業費の20.25%の385万1,000円の計上となっているところでございます。

次に、97ページの第6款財産収入でございます。介護保険給付費準備基金利子といたしまして4,000円を計上をさせていただいております。

次に、第7款寄付金ではございます。前年度と同額の1,000円の計上となっております。

次に、97ページから99ページにかけての第8款繰入金でございます。一般会計及び基金からの繰入金といたしまして、本年度は2億2,641万1,000円の計上をさせていただいております。その内訳でございますが、第1項の一般会計繰入金では、97ページの介護給付費繰入金といたしまして、介護給付費の12.5%にあたります1億5,879万6,000円、また98ページの地域支援事業交付金は上限事業費の12.5%と、上限事業費を上回ります分につきましても、一般会計

から繰入を行いまして、介護予防事業分といたしまして272万6,000円を、包括的支援事業・任意事業といたしまして758万円を計上をさせていただいております。

その他一般会計繰入金では、職員給与及び事務費の繰入金といたしまして5,730万8,000円の計上となっているところでございます。

99ページをご覧いただきたいと思っております。第2項の基金繰入金では1,000円の計上をさせていただいているところでございます。

次に、第9款の繰越金でございます。80万円を計上をさせていただいております。次に、99ページから100ページの、第10款諸収入でございます。過料・延滞金加算金及び割引料等の雑入といたしまして13万9,000円の計上となっております。

以上で、歳入の説明とさせていただきまして、続きまして歳出の説明に移らせていただきます。

まず、100ページの1款総務費、第1項の総務管理費、第1目の一般管理費でございます。本年度予算額は3,641万円を計上をさせていただいております。職員4人分の人件費及び国民健康保険団体連合会への負担金、電算システムのソフト使用料等が主な経費でございます。

次に、103ページの第2項徴収費でございます。本年度予算額は172万2,000円を計上をさせていただいております。年金から特別徴収をする方への通知及び普通徴収の方への納付書等の送付にかかります経費等でございます。

次に104ページの第3項介護認定審査会費でございます。本年度予算額が1,855万1,000円を計上をいたしております。要介護認定にかかります主治医意見書の作成手数料、訪問調査の認定調査事務委託料、及び要介護認定診査会への負担金が主な経費でございます。

次に105ページの第4項趣旨普及費でございます。本年度予算額は35万円の計上をさせていただいております。一般向けの制度全般に関しますパンフレットや、保険料額決定通知時に同封をいたします介護保険に関します内容を中心といたしましたパンフレットの作成にかかります経費等でございます。

次に、106ページの第5目介護保険運営協議会費でございます。本年度予算額は15万円の計上となっております。これは介護保険事業の運営に関する重要な事

項としまして、事業計画の進行管理、特別会計の運営管理等につきまして、ご審議をいただくための協議会委員の委員報酬で、協議会を18年度は2回開催をいたす予定をいたしております。

次に、第6項の地域包括支援センター運営協議会費でございます。介護保険制度の改正に伴いまして、新たに新設を行ったところでございます。地域包括支援センターの公正中立な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を設置しなければならないとされているところでもございます。このことから、12人の運営協議会の委員報酬としまして19万8,000円を計上させていただいております。なお、この運営協議会につきましては、2回の開催を予定をいたしているところでございます。

次に、107、108ページの第2款介護給付費、第1項の介護サービス等諸費でございます。本年度予算額は10億7,567万6,000円の計上をさせていただいております。要介護1から5に認定をされた方への介護サービス等にかかります経費でございます。まず第1目の居宅介護サービス給付費でございます。本年度予算額は4億2,968万9,000円の計上となっております。訪問介護サービス、通所介護サービス、訪問看護サービス等にかかります経費でございます。

続きまして、第2目の特例居宅介護サービス給付費でございます。前年度予算額と同額の1,000円を計上をさせていただいております。被保険者が当該要介護認定の効力が生じた日前に緊急その他やむを得ない理由によりまして、指定居宅サービスを受けられた場合におきまして、必要があると認めるとき等にかかります経費でございます。続きまして、第3目地域密着型介護サービス給付費でございます。平成18年度より制度改正によりまして、新たに位置づけられましたサービス体系でございます。認知症対応型共同生活介護にかかります経費でございます。本年度予算額は2,386万1,000円の計上となっております。

続きまして、第4目の特例地域密着型介護サービス給付費でございます。被保険者が当該要介護認定の効力が生じた日以前に、緊急その他やむを得ない理由によりまして、指定地域密着型介護サービスを受けられた場合におきまして、必要があると認めるとき等にかかります経費といたしまして1,000円を計上させていただいております。

続きまして第5目施設介護サービス給付費でございます。本年度予算額は5億

6, 447万円の計上をさせていただいております。特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群等にかかります経費でございます。

続きまして第6目の特例施設介護サービス給付費でございます。被保険者が当該要介護認定の効力が生じた日以前に、緊急その他やむを得ない理由によりまして、指定施設サービス等を受けられた場合におきまして、必要があると認めたとき等にかかります経費といたしまして1, 000円の計上をさせていただいております。

続きまして108ページの、第7目居宅介護福祉用具購入給付費でございます。本年度予算額は270万円の計上となっております。

続きまして、第8目の居宅介護住宅改修給付費でございます。本年度予算額は720万円の計上をさせていただいております。

続きまして、第9目の居宅介護サービス計画給付費でございます。本年度予算額は4, 775万2, 000円の計上をさせていただいております。介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーによります要介護者個人個人の状態によりまして、毎月単位の介護サービス計画の作成に要します経費でございます。

続きまして、第10目の特例居宅介護サービス計画給付費でございます。前年度予算額と同額の1, 000円の計上をさせていただいております。

次に、109、110ページの第2項介護予防サービス等諸費でございます。本年度予算額は1億3, 033万7, 000円の計上となっております。この介護予防サービスは平成17年度までも取組んでおりましたが、平成18年度からはさらに介護予防に重点を置いた取組を行い、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い人などが受けるサービスとなっております。各目別の予算計上額の説明につきましては、省略をさせていただきますが、要介護認定結果が、要支援1、及び2と認定された方々へのサービスに要します所要額の計上をさせていただいております。

次に、111ページの、第3項その他諸費でございます。本年度予算額は225万円を計上をさせていただいております。各介護サービス事業者から請求されます介護報酬につきまして、国保連合会におきまして、支給限度額等の審査及び支払い事務をされることから、これにかかります経費でございます。

次に、第4項高額サービス等費でございます。本年度予算額は2, 000万円を計上させていただいております。健康保険と同様に1割の自己負担が高額となった場合一定額を超えた分につきまして償還払いで支払いをすることとなりますことか

ら、これにかかります経費でございます。なお、上限額につきましては、生活保護の受給者、住民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者、住民税世帯非課税で個人の合計所得金額と課税年金収入額を合わせまして、金額が80万円以下の方を1万5,000円、住民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額をあわせた金額が80万円以上の方は2万4,600円、これ以外の方は3万7,200円となっているところでございます。

次に、112ページの第5項の特定入所者介護サービス等費でございます。平成17年10月から新たにはじめられたサービスで、施設に入所されている方の居住費と食費にかかります経費といたしまして4,210万1,000円を計上をさせていただいております。なお、各目別の予算計上額につきましては、省略をさせていただきます。

次に、113ページの第3款財政安定化基金拠出金、第1項の財政安定化基金拠出金でございます。本年度予算額は134万9,000円を計上をいたしております。県におきまして、各市町村の介護保険特別会計の健全な運営に資するために基金を設置されております。当町も定められました負担割合に応じまして、基金へ拠出を行います経費でございます。なお、県の基金は国・県・市町村がそれぞれ3分の1ずつの負担により運用がされているところでございます。各市町村におけます拠出金の1年当たりの額の算出は、平成18年度から20年度までの3年間の総給付費見込額から、1年当たりの平均給付費見込額を算出いたしました。これの0.1%を乗じて算出をいたしておるところでございます。

次に、第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目の介護保険給付費準備基金積立金でございます。本年度予算額は661万6,000円の計上となっております。介護保険の保険給付に関しまして、保険料等に余剰金が生じた場合に、その余剰金を基金に積み立て次年度以降の保険給付費の財源とするものでございます。

次に、114ページの第5款地域支援事業費、第1項介護保険予防事業費、第1目の介護予防特定高齢者施策事業費でございます。要介護状態に移行する恐れの高い特定高齢者を対象といたしまして、実施をいたします介護予防事業にかかります経費でございます。臨時職員や歯科衛生士の賃金、運動機能向上指導業務委託料、「食」の自立支援事業委託料等が主な経費でございます。これに要します費用といたしまして796万6,000円を予算計上をさせていただいております。

続きまして、第2目の介護保険一般高齢者施設事業費でございます。介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発するためのパンフレット作成と、介護予防に関しますボランティア等の人材養成のための講師謝金等を計上いたしております。その費用といたしまして37万3,000円の計上をさせていただいております。

次に、115ページの第2項包括的支援事業・任意事業についてでございます。第1目の包括的支援事業費につきましては、本年度予算額は1,500万円を計上をさせていただいております。介護保険制度の改正に伴いまして、新しく設置することが義務づけられました地域包括支援センターの運営を社会福祉協議会に委託をするものでございます。

続きまして、第2目の任意事業でございます。高齢福祉で取り組んでおりました、配食サービスや家族介護用品支給事業等が制度改正によりまして、介護保険の地域支援事業に組替え実施をするものでございます。これに要します経費といたしまして、本年度は774万7,000円の計上をさせていただいております。

次に、116、117ページの第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金でございます。第1号被保険者保険料還付金・償還金及び第1号被保険者還付加算金といたしまして80万4,000円を計上をさせていただいております。

次に、第7款予備費でございます。不慮の支出に備えまして100万円の計上をさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしく御審査を賜りまして原案どおり御承認を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○小野委員長 介護保険特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。特別会計予算書の85ページから124ページまでです。どうぞ。

里川委員。

○里川委員 介護保険の方の運営協議会の方にも入らせていただいておりますので、細かいことが大抵存じあげておりますので、ただこの18年度予算を組まれる中で、やはり今、根幹となる保険料の問題、ここにつきましては、やっぱりこの予算審査特別委員会の中でも町の考え方というのを、やっぱりきちっとお聞きしておかないといけないだろうというふうに思っておりますので、保険料、第7段階まで設定されたこと

については、評価をしたいと思います。県下でもそう多くの自治体で7段階以上の設定をようしておりません。ですから、第7段階を設定されたことについては評価できるんですが、その考え方について、お示しをしていただきたいというふうに思います。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 介護保険事業につきましては、今回、平成18年から平成20年度までの第3期事業計画の策定を介護保険運営協議会をお願いいたしまして、今回の会議で、事業計画を最終決定していただいたところでございます。その事業計画に基づきまして、今回、介護保険料の設定をさせていただいております。介護保険事業計画に定めますサービスの給付見込料に基づきまして、介護保険料は算出されております。今回定めました第3期介護保険計画の策定にもとづきまして、予定所得者対策を取り入れ、第5段階から第7段階、現行の第5段階から、平成18年度からは第7段階に改正しまして、平成18年度から平成20年度までの保険料率を定めております。その考え方ではありますが、今回の保険料の改定につきましては、制度改正によりまして、まず現行の第2段階が2分化されまして、現行の5段階制が6段階制となっております。さらに低所得者への配慮などが必要である場合は、町の方で独自で保険料の段階及び保険料の基準額に対する割合を弾力化して設定できるということになりますことから、当局では、第3段階におきます標準の基準額なんですけど、0.75でありますけど、それを0.7と引き下げることによりまして、低所得者対策という形で取りさせていただきました。なおこの第3段階を0.75から0.7に引き下げたことによりまして、保険料が不足してくるということになります。その分を第7段階、これは新しく設定しまして、保険料を基準額の1.6としまして、その不足する分を補うという形でさせていただいております。

ですので、低所得者対策を取って、第3段階を0.75から0.7と引き下げております。それによりまして不足する分を第7段階設けまして、その分を充てていったという形で上げさせていただいておりますので、基準額につきましては、現行、第3段階から月額3,084円となっておりますが、18年度からは、基準額が第4段階からなった、また基準額に新しくなりますが、第4段階の基準額が月額3,900円となることになります。

以上、保険料の考え方についての御説明といたします。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 低所得者層への配慮ということで、第3段階を0.7にした、本来0.75とするところを0.7にした分を、そのみに着目をして、第7段階の設定をしたというふうに思うんです。今の説明を聞いておきますと、私は全体を通して保険料の設定がより低くなるようにということで、低所得者への配慮ももちろんのこと、全体の保険料を抑えるという考え方で、第7段階の設定をすべきであるというふうには考えておいたわけなんですけれども、町の方は第3段階のみに着目をした形で、第7段階の設定をしているというふうにとられる、取るというふうになるわけだと思うんです。第7とか第8とか設けているところは少ないんですけれども、少ないんですけれども、やはりこの儲けているところについては、一定の所得の方からは、一定の率でいただこうと、そして全体の保険料を考えていこうとされているというふうに私は思っておりますけれども、斑鳩町の方ではその第3段階の減らした分のみということであったということが非常に残念でならないというふうに思っているところです。これは、それ以上の答弁は結構です。

それともう1点、地域包括支援センターの委託についてですが、これについては、県下の状況が本当に分かれています。この地域包括支援センターをどうしようかということでは、直営か委託かということでは、すごくこれも大きく分かれているところなんですけれども、斑鳩町は社会福祉協議会の方へ委託するという方針を地域包括支援センター運営協議会の方で御承認いただいて決定をしているということになるわけなんですけれども、ただそのセンターの運営費についてですね、ここの予算に上げられている状況で賄えるのかどうかいうところに、私非常にちょっと心配をしているところなんですけれども、その辺については、町の方、この予算を上げてこられた根拠というのか、計算どのようにされたのかということについては、18年度予算でも重要な部分になってくると思いますので、きちんとお聞きをしておきたいというふうに考えます。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 地域包括支援センターでございますが、これは今、里川委員さんが御説明いただきましたように、斑鳩町では社会福祉協議会に委託していくという形で、地域包括支援センター協議会の中でも、御承認いただきまして、そういう形で委託させていただくという形を考えております。

運営費であります。一応、地域支援事業費という形で、国の方から補助金等

が付いてくるわけですが、その分、包括的支援事業費という形で1,500万、町の方で予算化させていただきまして、この考え方につきましては、職員、社会福祉士、又は保健師、それから介護認定ケアマネジャーと3人の賃金等を考えております。

またこの1,500万の委託料ですが、委託料だけでは当然賄えないという形は考えておりますが、介護報酬等、ケアマネジャーを行います介護報酬等が入ってまいりますので、それをあわせましての運営というふうに考えております。現在のところ、地域支援事業費の中でも1,500万、委託料として組まさせていただきます、今後そのケアマネ等を行います介護報酬等が入ってきますので、その分で充てていくと考えております。

また今後、そのケアマネをする数、事業数ですね、それによりまして、今後運営上、変わってくると思いますが、初年度につきましては、一律に組まさせていただきました。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 今、担当課の方から御説明いただきましたが、それと共にですね、地域包括支援センターは中立公平でなければならないとされています。社会福祉協議会に委託をされてることについては、もう運協の方で御承認もいただいておりますので、それはそれで結構です。けれどもやはり行政として、この中立公正が守られているかどうかということについて、常にきちっと整理をしながら線を引ながら、やっていただきたいということを強く望んでおりますので、そこのところはよろしくお願ひしたいと要望をしておきます。

○小野委員長 ほかにないようですので、これをもって、介護保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。13時まで休憩いたします。

(午前12時00分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○小野委員長 再開いたします。

続いて、議案第28号 平成18年度斑鳩町水道事業会計予算についての審査に入ります。

説明を求めます。池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 それではまず議案書を朗読させていただきます。

議案第28号 平成18年度斑鳩町水道事業会計予算について。

標記について地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成18年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、座って御説明させていただきます。水道事業執行の主な考え方につきましては、議会初日に町長から施政方針及び予算の提出議案説明で述べさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

それではまずはじめに19ページをお願いいたします。平成18年度斑鳩町水道事業会計予算説明事項別明細により御説明とさせていただきます。

まず収入の収益的収支の第1款制度事業収益では、8億1,282万9,000円の計上で、対前年度764万5,000円の減額であります。その内訳といたしまして第1項営業収益では、7億9,632万1,000円の計上で、対前年度569万6,000円の減額であります。減額の主なものは、水道料金収入であります。第2項営業外収益では、1,650万7,000円で、対前年度175万円の減額であります。第3項特別利益では、1,000円の計上であります。

次に、資本的収支の第1款資本的収入では2億6,619万8,000円の計上で、対前年度1,727万6,000円の増額であります。その内訳といたしまして、第1項企業債で2,000万円の計上で、対前年度と同額であります。第2項補助金では3,205万9,000円の計上で、対前年度1,952万7,000円の増額であり、増額の理由としましては、経年の塩化ビニール管の更新事業についても、国庫補助金が採択されたことによるものでございます。

第3項工事負担金では、2億1,413万9,000円の計上で、対前年度225万1,000円の減額であります。支出の部で、収益的収支の第1款水道事業費用では、8億923万9,000円の計上で、対前年度528万3,000円の減額であります。その内訳といたしまして、第1項営業費用でほぼ前年度と同程度の7億2,253万4,000円の計上であります。

第2項営業外費用で7,555万5,000円の計上で、対前年度518万4,000円の減額であります。減額の要因として企業債利息の減によりますものでございます。第3項特別損失で115万円、第4項予備費で1,000万円の計上であります。

次に、資本的収支の第1款資本的支出では、4億6,745万4,000円の計上で、対前年度960万6,000円の増額であります。内訳といたしまして、第1項建設改良費で3億5,528万7,000円の計上で、対前年度960万9,000円の増額であります。増額の主なものは、老朽管の更新事業費の増によるものであります。

第2項企業債償還金で、前年度と同程度の1億1,216万7,000円の計上であります。

次に、20ページ以降の予算説明書の主な項目について御説明を申し上げます。給水収益の水道料金では、7億6,706万5,000円であり、水道使用料の減少により対前年度649万円の減となっております。なお、口径別での戸数と料金見込を掲載しておりますので、ご参照下さい。

次に、21ページの第2項営業外収益、第2目他会計補助金、第2節他会計補助金では、水道料金の高料金対策として、第4次拡張事業までの支払い利息の3分の1を一般会計から補てんしていただくものであり、対前年度196万6,000円減の1,328万5,000円の計上であります。

次に、支出の部で22ページ以降の第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目の原水及び浄水費の特に、23ページの第19節受水費では、県水の受水費では、対前年度304万5,000円減の3億4,713万円であります。

第2目配水及び給水費のうち、第6節消耗品費では、災害対策として救援物資災害用給水バッグで121万6,000円を計上いたしており、第9節委託料では、対前年度260万円増の846万8,000円の計上ですが、漏水調査を引き続き実施するとともに、新たに配水池の清掃も実施することといたしております。

次に、26ページでございます。第2項営業外費用、第1目支払利息、第1節企業債利息では、対前年度517万8,000円減の6,531万8,000円の計上であります。

次に、27ページをお願いいたします。資本的収入であります。第2項補助金では対前年度1,952万7,000円増の3,205万9,000円の計上であり、増額の理由といたしましては、先ほど申し上げましたように、経年塩化ビニール管の更新事業につきまして、管路近代化事業国庫補助金が採択されたことによるものであります。

第3項工事負担金、第1目工事負担金のうち、第1節加入分担金では、対前年度236万3,000円減の3,102万7,000円の計上、第2節工事負担金では、前年度と同程度の1億8,311万2,000円の計上であります。

次に、28ページの資本的支出では、第1項建設改良費、第1目配水設備改良費、第1節委託料では、対前年度1,417万円減の2,554万円の計上、第2節工事請負費では、公共下水道関連工事、石綿セメント管更新事業等で対前年度3,751万円増の3億1,551万円を計上しており、増額の理由としては、石綿セメント管更新工事費の増額によるものであります。

第2項の企業債償還金、これは元年の償還でありまして、前年度と同程度の1億1,216万7,000円であります。

次に、17ページ、18ページをお願いしたいと思います。予定損益計算書でございます。まず17ページの平成17年度の予定損益計算書では、下から3行目にあります、当年度純利益で2,578万3,000円と見込んでおります。次に、18ページでございますが、平成18年度の予定損益計算書であります、下から3行目にありますが、当年度純利益は834万5,000円と予定いたしております。

以上が平成18年度予算の概要であります、最後に住民の方々への情報の提供につきましては、今日まで予算、決算委員会等で御意見がございましたが、水道事業会計業務状況及び、水質の試験結果報告の広報での掲載を行うとともに、毎年度作成する水質検査計画の閲覧等を行っております。

また悪質な水道器具の訪問販売には、広報車や広報で注意のお知らせを行い、住民に注意を呼びかているところでございます。

それでは、予算書の1ページにお戻りください。予算書の朗読をもって、説明と代えさせていただきます。

#### 平成18年度斑鳩町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度斑鳩町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数 1万60戸
2. 年間給水量 346万1,000立方メートル

3. 1日平均給水量 9,482立方メートル

4. 主要な建設費 3億5,528万7,000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収 入

第1款	水道事業収益	8億1,282万9,000
-----	--------	---------------

円

第1項	営業収益	7億9,632万1,000
-----	------	---------------

円

第2項	営業外収益	1,650万7,000
-----	-------	-------------

円

第3項	特別利益	1,000
-----	------	-------

円

支 出

第1款	水道事業費用	8億923万9,000
-----	--------	-------------

円

第1項	営業費用	7億2,253万4,000
-----	------	---------------

円

第2項	営業外費用	7,555万5,000
-----	-------	-------------

円

第3項	特別損失	115万
-----	------	------

円

第4項	予備費	1,000万
-----	-----	--------

円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億125万6,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	2億6,619万8,000円
-----	-------	----------------

第1項 企業債	2,000万円
第2項 補助金	3,205万9,000円
第3項 工事負担金	2億1,413万9,000円

支 出

第1款 資本的支出	4億6,745万4,000
-----------	---------------

円

第1項 建設改良費	3億5,528万7,000
-----------	---------------

円

第2項 企業債償還金	1億1,216万7,000
------------	---------------

円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的、老朽管更新事業、限度額2,000万円であり、利率、償還の方法は省略させていただきます。

次に3ページをお願いします。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円とする。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 7,976万1,000円

2. 交際費 8万円

(他会計からの補助金)

第8条 高料金対策として、企業債利息の支払いに充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,328万5,000円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、500万円とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1. 取得する資産

排水施設 排水管整備等

取水施設 取水井戸整備等

平成18年3月2日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

以上で御説明とさせていただきますが、何卒原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○小野委員長 水道事業会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

飯高委員。

○飯高委員 24ページの12節修繕費されています給配水管修理工事費ということで、2,100万予定されておるんですけども、多いのか少ないのか、ちょっと内容によってわかりませんが、漏水による修理工事ということで、それが主だと思いますけれども、何年、この年、何箇所がそういう管に当たるのか、またその内容について、ちょっとお願いしたいと思います。

○小野委員長 水田上水道課長。

○水田上水道課長 配水及び給水費の修繕費の給配水管修理工事、2,100万ということでございます。これに関しましては、公道用の本管及び本管から家庭引込み管の給水管、50ミリ以上が本管と私たちは言っております。それと給水管、およびその構造上の修理したあとの舗装修理が入っております。それあわせて2,100万でございますけれども17年度予算では2,200万を計上させていただいております。これに関してのちょっと若干過去の経費をもって説明と代えさせていただきます。よろしくお願い致します。平成16年度の決算では、379件ございました。本管修理が約30件、50ミリ以上が、給水管が50ミリ以下が349件でございます。平成17年度で12月末では、本管、合計239件、12月末までで、本管20件で、給水管が219件でございます。その辺が状況でございますので、先ほど私申し上げましたように、給水管の補修と本管の携わる配水管の補修あわせて2,100万円を計上させていただいておりますので、よろしくお願い致します。

○小野委員長 飯高委員。

○飯高委員 平成17年度で本管が20箇所ということで、これ漏水という形になるんですけども、どういう点が主に漏水の原因になっているんですか。

○小野委員長 水田上水道課長。

○水田上水道課長 本管の漏水に至りましては、まず老朽管の石綿管、及び塩ビ管の周りの補修、この辺が一応主なものでございますので、よろしくをお願いします。

○小野委員長 飯高委員。

○飯高委員 それとちょっとついでなんですけれども、確認したいんですけれども、消火栓の工事費、消火栓設置工事、同じページなんですけれども、消火栓設置工事費ということで上げています、消火栓の設置での内訳なんてすけれども、恐らく道交法とそれと消火栓の設置の手間とかですね、また消火栓ボックスの材料、その手間にかかわる費用だとは思うんですけれども、この内容についてちょっとお伺いしたいと思います。

○小野委員長 水田上水道課長。

○水田上水道課長 消火栓設置工事と152万1,000円の内訳でよろしいかと思いますのやけれども、まず69万1,000円と41万5,000円がございます。69万1,000円というのは、あくまでも消火栓の設置申し込みがありまして、当然、これは総務の方等から勘案されていく中で、配水管に消火栓を設置する工事が69万1,000円で、41万5,000円と言われますのは、配水管布設するときに、消火栓を設置するというので、一部その労務費が安くなるということで、41万5,000円が重なってきておりますので、よろしくをお願いします。

○小野委員長 ほかにございませんか。

里川委員。

○里川委員 予算書に直接書かれていることではないんですけれども、私18年度に向けまして、水道部に対しましても予算要望させていただいてきた問題なんです、水道庁舎の方には、お手洗いが1階2階にあるわけなんですけれども、男女別にはなっていない状況で、そしてまた公共下水道事業の供用開始に伴って、いろいろな業者さんやまた住民さんなどが出入りなさっているという状況も見まして、そのお手洗いのあり方について、やはり障害者の方にも対応できるような形、そしてまた男女とも使いやすくしていただくべきではないかということで要望してきていたわけなんです。

けれども、18年度に関しまして、水道の方ではどのようにお考えいただいたのか、お答えいただければというふうに考えます。

○小野委員長 水田上水道課長。

○水田上水道課長 トイレの改修ということでございます。私ども平成18年度で実施したいと、こういうふうに考えております。工事につきましては、小学生等の水道の勉強が来られるまでにしたいと、こういうふうに考えております。その準備を今、させていただいているところで、工事の発注につきましては、4月発注したいと考える中で、内容につきましては、先ほど委員さんございましたように、1階2階のトイレがでございます。このトイレを1階も2階も一緒ですけれども、一部洋式トイレにさせていただく中、車椅子でも利用できるように、入り口の扉を大きくしたいと、このようなことで今、現在、考えて4月に実施したいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 前向きに捉えていただいているようですので、有り難いなというふうに思っていますが、やっぱり公共施設としての責務を考えていただき、まただれでもが利用しやすいような状況をつくっていただく、特に、男女混合になっている点につきましても、現場の女性職員さんの意見なども聞いていただきまして、私も時々使わせていただくものですから、ちょっと気になってたんですけれども、十分な対応していただけるようお願いしておきたいというふうに思います。以上です。

○小野委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

ないようですので、これをもって水道事業会計予算に対する質疑を終結いたします。

これをもって、当委員会に付託されました一般会計各特別会計及び水道事業会計予算の審査を終わります。審査結果についてのとりまとめをしたいので暫時休憩いたします。再開時刻は後ほどご連絡いたします。よろしく申し上げます。

(午後1時23分 休憩)

(午後3時00分 再開)

○小野委員長 再開いたします。各議案の採決に入ります前に、初日の議案審査の中で議員歳費の実質的な減額措置率の件でのご意見もありましたことにつきまして、資料を

配付いたします。暫時休憩いたします。

(午後 3 時 0 0 分 休憩)

(午後 3 時 0 1 分 再開)

○小野委員長 再開いたします。ただいま配付いたしました資料に基づきまして、事務局長の方から説明をお願いいたします。

○浦口事務局長 ご質問のありました議員歳費につきまして、事務局の方で試算資料を整理させていただきましたので、ご説明させていただきます。この資料につきましては、議員歳費の実質的な減額、措置率ということで、今回議案として提出をしていただいております非常勤の特別職の減額の分に合わせまして、本来、政務調査費であるとか、委員会手当であるとか、この分についてはご検討していただいている中でありますが、それらを含めまして実質的に支給割合が幾らになるかということで試算させていただいたものでございます。

まず、費用弁償でございますが、今日まで、平成 10 年まで委員会出席されました議員につきましては、平成 3 年から平成 9 年まで、1 日当たり 3,000 円の支給をされておられました。これにつきましては、平成 10 年度から行財政改革の中で廃止というふうに決められたところでございます。それ以前につきましては、1 日当たり 1,700 円ということで支給があったところでございます。その次の本会議出席につきましては斑鳩町議会は適用はいたしておりません。この本来支給されるべき額 3,120 円は奈良県内で支給されておられました実際の平均額という形で、平成 17 年度の県の議長会の関係の実態調査の中から抽出をさせていただきました額で、平均という形で 3,120 円ということで明記をさせていただいております。

その次の政務調査費でございます。これにつきましても、今日まで議会運営委員会等でいろいろご審議をしていただく中で財政状況等を勘案する中で政務調査費につきましては支給はされておられません、県内で支給されておられる市町村の平均月額で見ますと月当たり 2 万円を議員に支給されておられるということで、本来、支給されるべき額の方に入れさせていただいております。

それからその次の下の海外研修視察につきましては、要綱の中では限度額が 50 万円ということで、今まで実績はあったわけでございますが、これにつきましては当面、凍結するという形で現在は支給されておられません。これらの額を単純に合計いたしますと、52万6,120 円になるということで、これと現在の報酬並びに期末手当を合

計いたしますと548万3,050円という額になるわけでございます。これと、費用弁償等の廃止による効果との比較で見ますと、9.6%の分が現在支給をされておられないということでございます。それと、今回の改定率、報酬カットの分の改定率が6.7%、これを単純に計算をさせていただきました合計が実質減額率ということで16.3%ということになるわけでございます。そういう試算表ということでお配りをさせていただいておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

○小野委員長 ただいまの資料につきまして、何かご意見のあります委員の方のご意見をお受けいたしたいと思いますが、ございませんか。予算委員会の中でこのような資料を取り上げさせていただきましたのは、今回、提案されております議員報酬の改定という議案につきまして、議会の議員全員、また理事者側にも同一の認識を持っていただくためにも委員長としてこの予算委員会で資料として取り上げさせていただきました。その点をよろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、初日の議案審査の中で総務部長の方から申し入れが出ておりますので、総務部長の説明を求めます。植村総務部長。

○植村総務部長 一般会計予算書の記載内容の訂正でございます。議会費の関係でございます。まず、訂正内容でございますけれども、現在、記述されておる説明文につきまして、定数16人のうち2人欠員ということで新たに加えさせていただきました、あと同じ文書の議長1人37万6,000円×12月で451万2,000円、副議長1人31万6,000円の12月で379万2,000円、議員12人で29万7,000円の12月で4,276万8,000円というふうに訂正させていただきたいと考えております。

訂正の方法でございますけれども、ただいま申し上げました訂正した内容文を現説明文の上に張るという形によって訂正したいと考えております。訂正作業につきましては、議員皆様方がお持ちの一般会計予算書につきまして、至急に訂正させていただきたいと思っております。

次に、住民の方にも見ていただくための公的な場所に置かせていただいているものもでございます。そうした分につきましても訂正したものについて置かせていただくというふうに考えております。

それと、今後の対応でございますけれども、以後、このようなことがないよう、松田委

員が申されたことを十分認識して、今後、我々は対応してまいらなければならないと考えております。

以上でございます。

○小野委員長 ただいまの件につきまして、何かご意見のある委員様、ございましたら伺いたします。よろしいですか。それでは、委員会としてそのように取り扱っていただくことに了承いたします。

それでは、各議案の採決に入らせていただきます。

議案第22号 平成18年度斑鳩町一般会計予算については、賛否の討論を必要とするの申し出がありますので、これより討論を行います。

まず、本件を原案どおり可決することに反対の意見を求めます。

里川委員。

○里川委員 それでは、議案第22号 平成18年度斑鳩町一般会計予算については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、附属機関等への委員選出については、明確な要綱、規則などつくるように求めてきたが、いまだつくられず、今議会で同意を求められた案件でも、2人の女性委員にかわって2人とも男性委員となったことで、女性委員の率を下げている。人事案件につきましてはあえて反対はしませんでした、そういう意識を全体で持つように、また透明性を高めるためにも、今後、さらに要望しておきたいと考えています。また、条例化せず、要綱をつくるのさえおそくなり、ともかく立ち上げようとなつてきました財政健全化検討住民会議の目的と任務が整理されずに進んできたように伺えることは非常に残念です。提言をいただくとなっていますが、それを超えて、住民を巻き込んで混乱を来すようなことがあれば、町長が立ち上げた組織に重大な問題を残すことになり、お互いを尊重する信頼関係はなくなってしまうのではというふうに心配されます。

さらに、人権教育・同和教育の推進と2つ並べて書かれているのは、それぞれを違うものとして扱っている。特別なものとしていることのあらわれで、何度言っても変わらない姿勢と、斑鳩町行政組織規則、斑鳩町教育委員会事務局組織規則に見られるように、各課の文章事務でも人権という言葉が一言も書かれていない。すべて同和教育とされていることには全くの驚きを持ちました。また、各種研修においても見られることですが、1つ例を出しますと、保育所関係でも県解放教育研究大会は参加費4,0

00円で20名の参加、8万円組まれております。県、人権教育研究大会では参加費が2,500円で2名の参加で、合計5,000円という予算が組まれています。参加費の高いものに毎年大勢派遣され、参加費の安いものに少数の派遣となっていますが、長浜市で起きた外国人のお母さんの孤立化などによる痛ましい事件を教訓に、もっと広く研修を積む必要があると考えます。毎年予算をとるのなら、いろいろなところの研修をしていただきたいと思います。

教育費では、町費行使で一定数の小・中学校への配置は評価をさせていただきますが、郡内での人権教育担当者を設けなければならないとされています。人権教育推進加配がされているところと、斑鳩町のように自前で用意をして、その組織を維持していくとなっているところがあるということですが、なぜそのような特別なことが行われるのか理解ができません。もっと広い意味で特別支援教育、不登校対策、少人数指導などやらなければならないことがたくさんあります。

いつまでこういうことが続くのでしょうか。それこそ人権の問題として力を入れるのなら、どの行政区でも同じように加配されるのが平等ではないでしょうか。それと同じように、「なかま」という本を県が2分の1、町が2分の1お金を出して一律に児童、生徒に配布をされているところですが、これも使う、使わない。要るのか要らないのかなども議論もなく、とにかく自動的に買うという状況であることにも特別なやり方を感じています。特別にやっているように見えるこれらの事業が一体どれだけあるのか、一度合計をしてみたいと思います。

専門的な研修と広い知識、多種多様化する人権問題に見合った偏りのないものにしていただきたい。人の命の大切さや重さを知り、命を大切にする、人を大切にする。人権の問題を根本的に学べば、温かいコミュニケーションのあるまちづくりができると信じています。また、法改正、制度改正がどんどんなされ、上位下達で、町はそれに基づいて、町民にとってはありがたくないものが町民のための準備として進められるにあたり、システムの変更にかかる予算がかなりありますが、それを決めた国、県はほとんどその費用について知らん顔で、交付金、補助金がほとんど来ないことについては許せない気持ちで、この予算書には納得がいかなかった。これを町はどのように考えているのだろうかということはずっと考えてきました。これらに納得して提案しているのか、仕方なしとしてあきらめて提案しているのか、もっと町民を守る立場で奮起していただきたいということをお願いしておきます。また、住基ネットは費用が

かかっている割に利用が少なく、そこから手数料が幾らも上がらず、経費のみがかさんでいるものがある。こういうことがほかにも見られるということについて見逃せないという思いです。また一般財源化、税源移譲された事業については国庫負担金、国庫補助金などがへらされたりなくなったり、非常にわかりにくくなっていますが、特に、児童扶養手当では給付費負担金の負担率が4分の3から3分の1へ、1,805億円、児童手当では国庫負担率が3分の2から3分の1へ、1,578億円税源移譲がなされていますが、きちんとこれらの担保がされているかどうか、予算書の方で評価を明らかにすべきであるというふうに考えています。

また、指定管理者制度については現状と何も変わらず、制度改革により変更するとされている案件についてはそれぞれの事業体が本当の意味で力をつけていけるよう、いろいろ整理をしながら透明性を保ち、住民サービスが後退することのないよう取り組まれるようお願いしたいと思っています。

給食の調理、洗浄の業務委託ではきめ細かい斑鳩町の給食に誇りを感じてきています。そして、給食調理員さんと子どもたちとの温かいふれあいを大切にしてきました。これはぜひとも現状を維持したいと考えています。

また、障害者自立支援法では障害者の方々の死活問題、人権問題まで発展する可能性がある重要な問題があります。今後の町の対応について、人に優しいまちづくりの観点より十分な対応をしていただけるようお願いをしておきたいと考えます。

また、京奈和自動車道の促進の立場をとると言われたことについては、平城京跡に多大な影響を与え、地下水の問題の解決を見ないまま、1メートル1,300万円もかかる道路の必要性に疑いを持ち、反対の立場であることを明らかにしておきたいと思えます。

また、法隆寺駅周辺整備では事業に対する疑問の声が多数あることを認識していないということを指摘しておきたいと思えます。以前より交通バリアフリー基本構想を策定することを提案してきましたが、やる気がないことについてもこれが理解ができません。構想策定には国の補助金があり、事業者も交通機関だけでなく、電気事業者なども含めてテーブルにつき、構想の実現に寄与しなければならないこともあり、また、住民への公表も義務づけられ、多額な費用をかけてやる事業としても有効な手段であると考えます。5,000人以上の利用がある旅客施設を持つ自治体の70%がつくるとしているので、先進地の事例を学び、研究すべきであると思えます。駅周辺の理解

だけを得て、全体の住民、全体の地域の理解を得ようとしていないということの問題点を指摘しておきます。

最後に、議会などでこれまで問題提起してきたものが十分取り入れられている、評価できるものがたくさんある反面、提起していても全く手がかかず、棚上げされているものや、こちらの意図するところが汲み取れずにいる問題があることについても、今後、積極的に取り組まれるようお願いをいたしまして、私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○小野委員長 次に、本件を原案どおり可決することに賛成の方の意見を求めます。

松田委員。

○松田委員 突如、私が発言することになりました。斑鳩町の平成18年度予算案について、予算審査特別委員会は、議会としての義務と役割、いわゆる政策形成機能と監視機能を深く認識する中で、それぞれが率直に、しかも真剣に答弁し、審査をしてまいりました。私は、平成18年度一般会計予算案の採決にあたり、原案、賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

斑鳩町平成18年度一般会計予算は単独町制を思考する、財政健全化への第一歩を踏み出す予算としてとらえることができると考えております。一般会計予算は財政健全化の方向を提示し、手近に実施できるものから実行に移し、議論を必要とするものは議論を尽くし、新しいまちづくりの基盤となる基本事業は、中期長期的な展望になって取組み、基金の取り崩しをすることなく、年度予算が編成できるよう、持続可能な財政体質の確立を目標している。このことは間違いのない、正しい目標設定であると考えています。その持続可能な財政体質の確立を目標とする第一歩を踏み出すことになった平成18年度一般会計予算案は、町長はじめ常勤職、一般職員、議会などの一体となつての人員費の抑制、思考を新たにしながら、極力経費の節減と財政体質の改善への意欲を示したものといえると考えます。と同時に、厳しい財政事情にあることを承知しながらも、JR法隆寺駅支所の改築と周辺整備、仮称総合福祉会館の建設、歴史的遺産の整備、事業、公共下水道事業等、必要な施策、事業と財源が確保するという姿勢を明確に打ち出しています。特に、都市基盤整備事業は多額の財源を要することから、なかんずくJR法隆寺駅等の事業を巡っての批判が聞かれるものの、計画を後退させることなく、英断を持って事業の執行方針と財源処置が講じられ、自由通路、駅舎完了のめどがついたことは評価したいし、今後、周辺整備が遅滞なく進めら

れるよう期待したいのであります。平成18年度予算は単独町制を選択した多くの町民に勇気を与えるものと私は考えます。また、平成18年度の一般会計予算を見ると、斑鳩町特有の歴史的文化遺産、藤ノ木古墳の保存整備事業が活用センターの建設も含め、計画が具体化、整備、完成年次を明らかにする段階にまで進んできており、史跡、中宮寺跡公有化に一応のめどが付き、具体的整備計画を策定するまでに進退してきていることを示しています。ようやくここまで来たかという思いがします。これは関係者の忍耐強い努力の賜物であり、継続は力なりということを実証するものと思います。

また、自治体行政の中でも、住民の福祉を守る施策の重要性について改めて申し上げる必要もないと思います。後退させない福祉をと、きめ細かい施策の実行と、その拠点ともなる仮称総合福祉会館の建設に向けた、具体的方針とその財源処置など、期待の持てるものとして評価するものであります。

以上、平成18年度一般会計についての認識について的一端を申し述べましたが、これら施策は実行されて初めて意味があるし、審議の価値があるのであります。予算審査を通じ、各委員からそれぞれの立場において批判や意見、要望などがあつた。このことが言いつばなし、聞きつばなしにならないように、その場限りの答弁だったと言われぬように、有言実行、発言には責任を持つという気概で、誠実な施策、事業の執行を望みたいと思うのであります。予算委員会での指摘事項が業務執行過程でどのように対応したのか、その結果が当該年度の決算段階でどのように総括されたかを鮮明にすることができるような配慮が尽くされることを強く要望し、平成18年度一般会計予算についての原案に賛成の立場を表明したいと思います。

以上であります。

○小野委員長 本件については賛否両論であります。よって、これより採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○小野委員長 賛成多数であります。

よって、議案第22号 平成18年度斑鳩町一般会計予算については、当委員会として、賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてお諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決するものと決する

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第24号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてお諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決するものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第25号 平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてお諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決するものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号 平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第26号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてお諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決するものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第26号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算については、賛否の討論を必要とするとの申し出がありますので、これより討論を行います。まず、本件を原案どおり可決することに反対の方の意見を求めます。

里川委員。

○里川委員 議案第27号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算につきまして、反対の立場で意見を申し上げます。これまで介護保険につきまして、かなり担当課の方でもご努力をいただき、また、この予算を組み立てられるにおいて非常に努力をいただいていることということにつきましては十分承知をしているところでございますが、ただ、介護保険制度の根幹である保険料の考え方につきまして意見を述べさせていただきますというふうに考えます。低所得者対策とともに、税制改正による増税と、保険料段階の移動があり、値上がりする保険料を少しでも抑える必要があるというふに私は考えてまいりました。町の方は低所得者への配慮として、第3段階の保険料を0.7にとどめるというふうに考え、その本来、0.75を0.7にとどめた分の保険料について第7段階を設定し、保険料を基準額の1.6というふうに提案をされております。私は、この保険料につきましては第3段階の率にのみ着目をした設定ということについて問題があるというふうに考えます。

現在の高齢者ご夫婦のケースでは、妻が無収入で夫の年金や収入のみということが多いことから、ご夫婦2人分の保険料を夫の収入で支払うという観点で、これは見逃せないということを申し上げてまいりました。例えばご夫婦でお支払いになる分、夫の収入からお支払いになれば、基準額の5段階では1.15にしかならない。6段階では1.25にしかならない。7段階では1.3倍にしかならないという、この視点はどうしても外せないということを申し上げてまいりました。

このいろいろな改正の中で、この保険料設定、少しでも保険料を低くするために、高額所得者には1.75の負担をしていただくことをずっと提案をしてまいりましたが、そうはならない、1.6という提案になっているということについては、どうしても賛成できません。

さらに、この値上げをしていく中で、保険料徴収の低下を招かないように、保険料徴収については納期を広げられておりますが、保険料が値上がったことについての理解、納得を被保険者の皆さんにさせていただくことや、要介護1から要支援2へと段階が下がってしまう方のサービス利用が現行どおり行うことができないという見通しになる方について、十分な対応をされることを要望いたしまして、私の反対討論とさせていただきます。

○小野委員長 次に、本件を原案どおり可決することに賛成の方の意見を求めます。

三木委員。

○三木委員 斑鳩町特別会計予算、議案第27号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての賛成意見を述べさせていただきます。平成18年度予算は、斑鳩町が単独町制に向かつての新しい旅立ちの予算でもあります。福祉を後退させないという施策の中、総合福祉会館も高齢化社会をにらんだ建設に向かつて取り組んでいるところでもあります。平成18年度介護保険事業特別会計予算につきましては、大幅な制度改正が行われる中、給付量など複雑な予算の見込みを立てる必要があったと考えます。これらの見込みにつきましては、介護保険運営協議会において、今後の要介護認定者数や保険給付における見込み量及び予防事業の取り組みなどを審議いただき、それに基づいてこの予算が立てられたものであります。医療や福祉の専門家の意見が反映された適切な予算になっているものと考えます。また、保険料設定につきましては、国が示している保険料階層から一步踏み込み、斑鳩町独自における低所得者層の保険料率を下げ、その不足する保険料を賄うために、高所得者層に新たな1つの保険料段階を組み入れ、合計7段階にしている点など、低所得者の方への対策もされているということで、評価できるものと考えます。安定的な保険運営を図る意味においても、今回立てられた斑鳩町介護保険事業特別会計予算については賛成する意見とさせていただきます。

○小野委員長 本件については賛否両論であります。よって、これより採決を行います。本件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○小野委員長 賛成多数であります。

よって、議案第27号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算については、当委員会として、賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 平成18年度斑鳩町水道事業会計予算についてお諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決するものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第28号 平成18年度斑鳩町水道事業会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本会議から付託を受けました議案の審査はすべて終了いたしました。

た。

なお、委員会審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 ありがとうございます。それではそのように取りはからってまいります。

それでは、閉会に当たり、町長のあいさつをお受けいたします。

小城町長。

○小城町長 委員の皆さんには、去る3月の9日、10日、そして本日で、3日間の予算審査を行っていただきまして本当に厚くお礼を申し上げます。特に、賛成のご意見等が出てまいりましたようにことしからは町単独町制を目指す中で財政健全化ということで、元年ということで、18年度予算を組ませていただきました。その中で、いろいろご意見をいただく中で、我々としては反省すべきところは反省をし、また、やっぱりご意見をいただいた中で改善するところは改善するということがこれから始まっていくわけですが、特に、藤ノ木の問題等についても、法務局の関係等についても、議会の皆様に大変ご心配をかけ、ご努力をいただくということにつきましても最初の段階が我々としては無償でという話をしながら、結局建物そのものについて有償になってしまったということについても今後、反省をすべき点であろうと考えております。いずれにいたしましても、いろいろと難しい問題、たくさんございます。しかし、私もやっぱり皆さん方のおかげで、この総合福祉会館、あるいはまた、JR法隆寺駅の関係等について、また、都市基盤の関係等についても、いかるがパークウェイあるいは下水道の関係等についても、やはり皆さん方のお力をいただいた中で、今日、大変な財政事情の中でも進められる、させていただけるということは、本当に、ありがたいことでございます。これから、この関係等について、執行する中で、いろんなご意見を賜った中で、私は職員がやっぱりこういうことをみんなが自覚をして、少しでもやっぱり町民の税金を1円たりとももったいないことをすることがなく、できるだけ節減するところは節減する。また、有効なことは有効にささえていくということで努力をしてまいりたいと考えています。本当に、3日間、誠心誠意審議をいただきましたこと、心から厚くお礼を申し上げまして閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

○小野委員長 皆さんには、9日、10日、14日の3日間にわたり、熱心に審査を賜り、

どうもありがとうございました。これをもって、予算審査特別委員会を閉会いたします。どうも皆さん御苦労さまでした。

(午後 3 時 3 8 分 閉会)